

開成山地区体育施設整備事業

事業契約書(案)

2022 年 5 月 26 日

郡山市

事業契約書(案)

- 1 事業名 開成山地区体育施設整備事業
- 2 事業場所 郡山市豊田町3-10、開成一丁目5-12
- 3 事業期間 本契約締結日の翌日から2033年3月31日
- 4 契約代金額 金 円

(内取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円 也)

ただし、約款の定めるところに従って金額の改定又は減額がなされた場合には、当該改定又は減額がなされた額とする。

5 契約保証金

上記の事業について、発注者である郡山市（以下「市」という。）と受注者である下記の事業者（以下「事業者」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、開成山地区体育施設整備事業事業契約約款の各条項並びに上記の事業に係る募集要項とこれと同時に公表された要求水準書その他の書類及び事業者提案書並びに次の特約条項に定めるところにより、公正な事業契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

特約条項 別記のとおり

本契約を締結した証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

____年____月____日

発注者：

印

受注者：

印

開成山地区体育施設整備事業 事業契約約款

目 次

第 1 章 総則	1
第 1 条（目的等）	1
第 2 条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）	1
第 3 条（本事業の概要）	1
第 4 条（本事業の日程）	1
第 5 条（費用負担及び本事業の資金調達）	1
第 6 条（構成員及び協力企業の使用）	2
第 7 条（許認可、届出等）	2
第 8 条（契約の保証）	2
第 9 条（適用関係）	3
第 10 条（責任の負担）	4
第 11 条（臨機の措置）	4
第 2 章 事業用地の使用	4
第 12 条（設計・建設期間における使用）	4
第 13 条（施設供用等期間における使用）	4
第 14 条（契約終了時の取扱）	4
第 15 条（事業用地及び既存施設に関する市の責任）	4
第 3 章 統括管理業務	5
第 1 節 総則	5
第 16 条（統括管理業務の実施）	5
第 17 条（第三者の使用）	5
第 18 条（統括管理責任者）	5
第 2 節 統括管理全体に係る業務	6
第 19 条（統括管理業務の基本方針遵守）	6
第 20 条（統括管理業務計画書の提出）	6
第 21 条（セルフモニタリング計画書の提出）	6
第 22 条（統括管理業務事業報告書等の提出）	6
第 3 節 個別業務に対する管理業務	7
第 23 条（業務総括責任者及び業務責任者の届出等）	7
第 24 条（各種マニュアル及び長期修繕計画書の作成）	7
第 25 条（業務計画書の提出）	7
第 26 条（業務報告書の提出）	8
第 4 章 施設整備業務	8

第1節 総則	8
第27条（施設整備業務の実施）	8
第28条（第三者の使用等）	9
第29条（業務総括責任者及び業務責任者）	9
第30条（業務計画書及び業務報告書の作成）	9
第31条（第三者に生じた損害）	9
第32条（設計・建設期間中の保険）	9
第2節 設計業務	10
第33条（設計業務の実施）	10
第34条（設計業務の進捗状況の確認）	10
第35条（基本設計図書及び実施設計図書の提出）	10
第36条（設計図書の変更）	11
第3節 建設業務	11
第37条（本工事の請負）	11
第38条（本工事開始前及び本工事中の書類の提出）	12
第39条（各種調査）	12
第40条（本工事に伴う近隣対策）	14
第41条（事業用地の安全対策）	15
第42条（市による説明要求及び建設現場立会い）	15
第43条（工事の中止等）	15
第44条（事業者による完了検査）	16
第45条（市による本施設の完成検査及び検査確認書の交付）	16
第46条（契約不適合）	17
第47条（工期の変更）	18
第48条（工期の変更による費用負担）	18
第49条（物品等の整備）	19
第50条（調達方法）	19
第51条（保全台帳等）	19
第5節 工事監理業務	19
第52条（工事監理者の設置等）	19
第53条（工事監理の実施等）	20
第6節 施設引渡業務	20
第54条（保険加入）	20
第55条（本施設の引渡し）	20
第56条（本施設の引渡し遅延による費用負担）	21
第5章 施設供用等業務	21
第1節 総則	21
第57条（指定管理等）	21
第58条（指定管理者による管理等）	21

第59条（業務総括責任者及び業務責任者）	21
第60条（施設供用等業務の基本方針に従った基本業務計画書の作成）	22
第61条（業務計画書の作成）	22
第62条（業務報告書の作成）	22
第63条（施設供用等業務における要求水準の変更）	22
第64条（施設供用等業務に伴う近隣対策）	23
第65条（光熱・水道等の負担）	23
第2節 開業準備業務	23
第66条（開業準備業務の実施）	23
第3節 維持管理業務	24
第67条（維持管理業務の実施）	24
第68条（第三者の使用）	24
第69条（本施設の修繕）	24
第70条（物品の管理）	25
第4節 運營業務	25
第71条（運營業務の実施）	25
第72条（第三者の使用）	25
第73条（利用料金等）	25
第74条（自主事業と事業者らの直接収入）	25
第75条（自主事業の一部又は全部の終了）	26
第5節 市による業務の確認等	26
第76条（市による説明要求及び立会い）	26
第6節 損害・損傷等の発生	27
第77条（第三者に及ぼした損害）	27
第6章 サービス対価その他の収入	27
第78条（サービス対価の支払その他本事業収入）	27
第79条（サービス対価の改定等）	27
第80条（サービス対価の減額）	27
第81条（サービス対価の返還）	27
第7章 契約の終了等	28
第1節 契約期間	28
第82条（契約期間）	28
第2節 本施設引渡しの完了前の契約解除等	28
第83条（本施設引渡しの完了前の市による契約解除等）	28
第84条（本施設引渡しの完了前の事業者による契約解除等）	30
第85条（本施設引渡しの完了前の法令変更による契約解除等）	31
第86条（本施設引渡しの完了前の不可抗力による契約解除）	31
第3節 本施設引渡しの完了以後の契約解除等	32

第 8 7 条（本施設引渡しの完了以後の市による契約解除等）	32
第 8 8 条（本施設引渡しの完了以後の事業者による契約解除等）	34
第 8 9 条（本施設引渡しの完了以後の法令変更による契約解除等）	34
第 9 0 条（本施設引渡しの完了以後の不可抗力による契約解除等）	35
第 4 節 本契約終了に際しての処置	36
第 9 1 条（本契約終了に際しての処置）	36
第 9 2 条（終了手続の負担）	36
第 8 章 モニタリング	36
第 9 3 条（モニタリング）	36
第 9 4 条（要求水準未達成に関する手続）	36
第 9 章 法令変更	37
第 9 5 条（通知の付与及び協議）	37
第 9 6 条（法令変更による増加費用又は損害の扱い）	37
第 10 章 不可抗力	37
第 9 7 条（通知の付与及び協議）	37
第 9 8 条（不可抗力による増加費用又は損害の扱い）	37
第 9 9 条（不可抗力による第三者に対する損害の扱い）	38
第 11 章 雑則	38
第 1 0 0 条（遵守事項）	38
第 1 0 1 条（融資団との協議）	38
第 1 0 2 条（株主・第三者割り当て）	38
第 1 0 3 条（財務書類の提出）	39
第 1 0 4 条（設計図書及び工事完成図書等の著作権）	39
第 1 0 5 条（著作権の侵害の防止）	39
第 1 0 6 条（特許権等の使用）	39
第 1 0 7 条（秘密保持）	40
第 1 0 8 条（個人情報の保護等）	40
第 1 0 9 条（請求、通知等の様式その他）	40
第 1 1 0 条（延滞利息）	40
第 1 1 1 条（協力義務）	41
第 1 1 2 条（疑義についての協議）	41
第 1 1 3 条（準拠法）	41
第 1 1 4 条（管轄裁判所）	41
第 1 1 5 条（要求水準書の変更）	41

- 別紙 1 定義一覧
- 別紙 2 事業概要
- 別紙 3 事業スケジュール
- 別紙 4 保険
- 別紙 5 保証書の様式
- 別紙 6 サービス対価の構成及び支払方法
- 別紙 7 モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法
- 別紙 8 法令変更による費用の負担割合
- 別紙 9 不可抗力

別記 特約条項

開成山地区体育施設整備事業 事業契約約款

第1章 総則

(目的等)

第1条 本契約は、市及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 本契約において使用する用語の定義は、本契約で定義されている場合又は文脈上別異に解される場合を除き、別紙1（定義一覧）に定めるとおりとする。

3 前項その他本契約に定義されていない用語は、文脈上別意に解すべき場合を除き、要求水準書において定められた意味を有するものとする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第2条 事業者は、本施設が市民等の利用に供される公の施設として高い公共性を有することを十分に理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重する。

2 市は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重する。

(本事業の概要)

第3条 本事業は、本業務及び本業務の実施に係る資金調達並びにこれらに付随し、関連する一切の事業により構成されるものとし、事業者は本事業に関連のない事業を行ってはならない。

2 事業者は、本事業関連書類に従い、法令等を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって、別紙2（事業概要）に定める本事業の概要のとおり、要求水準書及び事業者提案書に基づき、本事業を遂行しなければならない。

3 本施設の名称は、市が定める権利を有するものとし、市は、当該権利に基づき、第三者に対し、本施設の全部又は一部の「愛称」を定めることを許諾することができる。

(本事業の日程)

第4条 事業者は、別紙3（事業スケジュール）のとおり、事業スケジュールに従って本事業を実施する。

2 事業者は、事業スケジュールに定める各個別業務の着手が予定された日に当該個別業務を開始できないと認めるとき又はいずれかの本施設につき当該本施設に係る引渡予定日に当該本施設を引き渡すことができないと認めるときは、当該日の30日前までに、その理由及び事業者の対応の計画を書面により市に通知しなければならない。

3 事業者は、事業スケジュールに定める各個別業務の着手が予定された日に当該個別業務を開始できない場合及びいずれかの本施設につき当該本施設に係る引渡予定日に当該本施設を引き渡すことができない場合においては、遅延を回避又は軽減するために必要な措置をとり、損害をできる限り少なくするよう努めなければならない。

(費用負担及び本事業の資金調達)

第5条 本事業の実施に関する一切の費用は、本契約に特段の規定がある場合を除き、すべて事

業者が負担する。

- 2 本事業に関する事業者の資金調達は、すべて事業者の責任において行う。
- 3 事業者は、市が活用を予定している国庫交付金等（その他対象となる交付金等を含む。）の申請用資料の作成支援を行うものとし、市の要請に従って必要な資料の作成、情報提供その他必要な協力を行う。かかる資料の作成その他協力に要する費用は事業者の負担とする。

（構成員及び協力企業の使用）

- 第6条 事業者は、本事業関連書類に従い、統括管理業務及び各個別業務を、各構成員又は協力企業に直接委託し又は請け負わせることができる。また、事業者は、本事業に関する業務の全部を一括して第三者に委託又は請け負わせてはならない。
- 2 事業者は、事前に市の承諾を得た場合に限り、統括管理業務及び個別業務以外の業務で、本契約に基づき実施すべき業務を直接その構成員又は協力企業以外の第三者に委託し又は請け負わせることができる。
 - 3 事業者は、第1項によりその業務の実施を構成員又は協力企業に委託し又は請け負わせ、若しくは前項によりその業務の実施を事前に市の承諾を得て構成員又は協力企業以外の第三者に委託し又は請け負わせたときは、速やかに委託又は請負の内容を市に報告しなければならない。
 - 4 第1項及び第2項による構成員、協力企業又は第三者への業務の委託及び請負は、すべて事業者の責任において行うものとし、構成員、協力企業又は第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負う。

（許認可、届出等）

- 第7条 本契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可は、事業者がその責任及び費用負担において、これを取得及び維持しなければならない。本契約上の義務を履行するために必要な一切の届出についても同様とし、事業者がその責任及び費用負担において、これを提出しなければならない。ただし、いずれの場合も、市が取得・維持すべき許認可及び市が提出すべき届出はこの限りでない。
- 2 事業者は、前項の許認可等の申請に際しては、市に事前説明及び事後報告を行うものとする。
 - 3 市は、事業者が要請した場合には、事業者による許認可の取得、届出及びその維持等に必要な資料の提供その他について協力する。
 - 4 事業者は、市が要請した場合には、市による許認可の取得、届出及びその維持等に必要な資料の提供その他について協力する。
 - 5 事業者は、事業者が取得すべき許認可の取得の遅延により増加費用又は損害が生じた場合、当該増加費用又は当該損害を負担する。ただし、市の責めに帰すべき事由による場合は、自主事業に関するものを除き、市が当該増加費用又は損害を負担し、法令等の変更又は不可抗力により遅延した場合は、第9章又は第10章の規定に従う。

（契約の保証）

- 第8条 事業者は、市に対し、次の各号に掲げるとおり、契約保証金を納付するものとする。
- （1） 施設整備業務に関し、本契約の締結日において、サービス対価のうち、施設整備費（本契約の締結日において適用される税率の消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10

以上に相当する額

- (2) 前号の定める契約保証金の算出の基準とされた対価総額の増減があったときは、市は、その増減に応じて契約保証金の金額を増減させることができる。この場合において、不足が生ずるときは、事業者は、直ちに、その不足額を納付する。
- (3) 事業者は、すべての本施設の引渡しの完了後において、市に対し、契約保証金の返還を請求することができる。

2 前項に規定する契約保証金は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合において、提供された担保の価値は、当該各号に定めるものとし、証券が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えたものでなければならない。

- (1) 銀行又は市が確実と認める金融機関の保証 保証金額
- (2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項の規定に基づき、登録を受けた保証事業会社の保証 保証金額
- (3) 郡山市財務規則（昭和 40 年規則第 48 号）第 126 条第 1 項各号に規定する有価証券 同規則第 126 条第 1 項に規定するところによる金額

3 前二項の定めにかかわらず、市は、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。ただし、事業者は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。

- (1) 事業者が保険会社との間に市を被保険者とし、施設整備費相当（サービス対価 A 及び B の合計から割賦金利を差し引いた金額。本契約の締結日において適用される税率の消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 10 以上に相当する金額を保証金額とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 市が事業者から委託を受けた保険会社との間で施設整備費相当（サービス対価 A 及び B の合計から割賦金利を差し引いた金額。本契約の締結日において適用される税率の消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 10 以上に相当する金額を保証金額とする工事履行保証保険契約を締結したとき。

4 前項に基づく契約保証金の免除を受けるためには、事業者が締結する契約が第 83 条第 6 項に定める者による本契約の解除の場合についても保証するものでなければならないものとし、その締結に当たり、事業者は、自ら又は建設企業をして保険会社と締結する契約最終案を市に提出し、その確認を得るものとする。

（適用関係）

第 9 条 市と事業者は、本契約と共に、本事業関連書類に定められた事項が適用されることを確認する。

2 本契約と本事業関連書類との間又は本事業関連書類相互間に矛盾、齟齬がある場合、本契約、基本協定、募集要項等に関する質疑回答、募集要項等、事業者提案書及び設計図書等の順にその解釈が優先する。

3 前項の規定にかかわらず、事業者提案書と要求水準書の内容に差異があり、事業者提案書に記載された性能又は水準が、要求水準書に記載された性能又は水準を上回るときは、その限度で事業者提案書の記載が要求水準書の記載に優先する。

(責任の負担)

第10条 事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に関する一切の責任を負う。

- 2 本契約に別段の定めがある場合を除き、事業者による本事業の実施に関する市による請求、勧告、通知、確認、承認、承諾、検査等若しくは立会い又は事業者から市に対する報告、通知若しくは説明等を理由として、事業者はいかなる本契約上の責任も免れることはできず、当該請求、勧告、通知、確認、承認、承諾、検査等若しくは立会い又は報告、通知若しくは説明等を理由として、市は何ら責任を負担しない。

(臨機の措置)

第11条 事業者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を取り、災害等による損害をできる限り少なくするよう努めなければならない。

- 2 前項の場合において、事業者は、そのとった措置の内容を市に直ちに通知しなければならない。
- 3 事業者が第1項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、通常管理行為を超えるものとして事業者がサービス対価の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、市と事業者で協議のうえで、合理的な範囲で市が負担する。

第2章 事業用地の使用

(設計・建設期間における使用)

第12条 市は、事業用地を、事業者が本事業の実施上必要とする日までに確保しなければならない。

- 2 事業者は、事業用地において、本施設を整備するものとする。
- 3 事業者は、事業用地について、設計・建設期間中の事業用地の管理を善良な管理者の注意義務をもって行うものとし、事業者は、第三者に事業用地を使用又は収益させてはならない。

(施設供用等期間における使用)

第13条 事業者は、施設供用等期間において、事業用地を無償で使用するができる。

- 2 事業者は、事業用地において、本施設を運営し、施設供用等期間中の事業用地及び本施設の管理を善良な管理者の注意義務をもって行うものとし、事業者は、第三者に事業用地及び本施設の全部又は重要な一部を包括して使用又は収益させてはならない。

(契約終了時の取扱)

第14条 本施設又はその出来形の市への引き渡しにより事業用地が不用となった場合において、事業用地に事業者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（事業者の使用する第三者等が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、事業者は、当該物件を撤去するとともに、事業用地を修復し、市に明け渡さなければならない。

(事業用地及び既存施設に関する市の責任)

第15条 市は、事業用地及び既存施設を、現状にて事業者引き渡す義務を負うほか、第39条その他本契約に別段の定めがない限り、事業用地及び既存施設に関するいかなる責任も負担しない。

第3章 統括管理業務

第1節 総則

(統括管理業務の実施)

第16条 事業者は、本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、統括管理業務を行う。

2 事業者が実施する統括管理業務は、常に、統括管理業務に関する要求水準書及び事業者提案書を満たすものでなければならない。

3 事業者は、要求水準書の定めるところに従い、市との調整等、協力企業等の再選定その他統括管理業務を行ううえで必要な業務を適切に実施するものとする。

(第三者の使用)

第17条 事業者は、設計・建設期間、開業準備期間又は維持管理・運営期間の各期間において、当該各期間に係る統括管理責任者を変更又は追加してはならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、市の事前の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 事業者は、統括管理責任者が受託し又は請け負った統括管理業務の全部又は主たる部分を、統括管理責任者以外の第三者に委託し又は請け負わせないようにしなければならない。

3 統括管理業務の実施に関する統括管理責任者その他第三者の使用は、すべて事業者の責任において行うものとし、統括管理業務の実施に関して事業者が使用する統括管理責任者その他一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負う。

(統括管理責任者)

第18条 事業者は、本契約締結日以降速やかに、要求水準書及び事業者提案書を満たす事業期間に係る統括管理責任者1名を配置し、市に当該統括管理責任者の氏名その他必要な事項を届け出るものとし、設計業務開始前に市の承諾を受けなければならない。

2 事業者は、設計・建設期間、開業準備期間及び維持管理・運営期間の各期間中、当該期間に係る統括管理責任者を継続して配置しなければならない。

3 事業者は、各期間に係る統括管理責任者の変更を可能な限り避けることにより、当該期間にわたる統括管理業務の質の維持及び向上の確保に努めるものとし、市の事前の承諾を得ない限り、第1項に基づき市に届け出た統括管理責任者を変更してはならない。

4 市は、設計・建設期間、開業準備期間及び維持管理・運営期間の各期間中において、原則として統括管理責任者の変更に係る承諾を行わない。市は、統括管理責任者を変更することにつきやむを得ない理由があり、かつ、事業者と協議して合意した場合に限り、統括管理責任者の変更の承諾を行う。

- 5 市は、第1項に基づき事業者が届け出た統括管理責任者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして事業者に申し出ることができる。この場合、市と事業者は、統括管理責任者の変更に関し協議を行う。
- 6 前三項により統括管理責任者が変更される場合、事業者は、後任の統括管理責任者に対し十分な業務の引き継ぎを行わなければならない。

第2節 統括管理全体に係る業務

(統括管理業務の基本方針遵守)

第19条 事業者は、市が求める統括管理業務の目的を実現するべく、本事業関連書類に基づき、統括管理全体に係る業務及び個別業務に対する管理業務を実施するにあたり、要求水準書が特に定める統括管理業務の基本方針に従わなければならない。

(統括管理業務計画書の提出)

第20条 事業者は、統括管理責任者をして、本事業関連書類に基づき、事業期間にわたり本事業全体を統括管理するにあたっての統括管理業務についての計画等を記載した市が合理的に満足する様式及び内容の統括管理業務計画書を作成させ、本事業の開始にあたり市に提出し承認を得るものとする。

- 2 市は、統括管理業務計画書に関して意見を述べることができ、事業者はかかる意見を尊重し必要に応じて統括管理責任者をして統括管理業務計画書の見直しを行わせなければならない。
- 3 事業者又は統括管理責任者が統括管理業務計画書の内容を変更しようとする場合は、事業者は速やかに市と協議し、あらかじめ市の承認を得るものとする。

(セルフモニタリング計画書の提出)

第21条 事業者は、個別業務ごとに、本事業関連書類及び統括管理業務計画書に基づき、当該個別業務に係る市が合理的に満足する様式及び内容のセルフモニタリング計画書を作成し、統括管理責任者の確認を得たうえで、当該個別業務を開始する30日前までに速やかに（ただし、設計業務及び開業準備業務については本契約締結日以降速やかに）市に提出し、市の確認を受けなければならない。

- 2 セルフモニタリング計画書は市によるモニタリングと連携させるものとし、当該セルフモニタリング計画書に基づき実施するセルフモニタリング内容についてその詳細（セルフモニタリング対象項目、判断基準、実施過程、結果等）が明確に理解できるものでなければならない。
- 3 市は、セルフモニタリング計画書に関して意見を述べることができ、事業者はかかる意見を尊重し必要に応じてセルフモニタリング計画書の見直しを行わなければならない。
- 4 事業者がセルフモニタリング計画書の内容を変更しようとする場合は、事業者は速やかに市と協議し、あらかじめ市の確認を受けなければならない。

(統括管理業務事業報告書等の提出)

第22条 事業者は、事業年度ごとに、本事業関連書類、統括管理業務計画書及びセルフモニタリング計画書に基づき、要求水準書に記載された統括管理業務として市への提出書類として記載された統括管理業務事業報告書その他報告書を市が合理的に満足する様式及び内容で

作成し、統括管理責任者の確認を得たうえで、要求水準書に記載された期限までに市に提出し、市の確認を受けなければならない。

第3節 個別業務に対する管理業務

(業務総括責任者及び業務責任者の届出等)

第23条 事業者は、第29条第1項、第59条第1項から3項に基づき配置した個別業務の業務総括責任者及び業務責任者について、配置後及び変更後速やかに、当該業務総括責任者及び業務責任者の氏名その他必要な事項を当該個別業務に係る統括管理責任者に報告したうえで、市に届け出、市の承諾を得なければならない。

2 事業者は、第60条第1項に基づき各施設供用等業務の業務総括責任者及び業務責任者が作成した基本業務計画書について、当該施設供用等業務に係る統括管理責任者の確認を得たうえで市に提出し、本施設の供用開始予定日の90日前までに、その内容について市の承認を得なければならない。なお、かかる基本業務計画書には、維持管理・運営期間の全期間に渡る修繕業務の計画に係る長期修繕計画書その他要求水準書に定める記載事項を含むものとし、その詳細は、市との協議により決定されたところに従って作成されるものとする。

3 市は、前項の定めるところに従って提出された基本業務計画書を承認するにあたり、改善その他の指示をすることができるものとし、事業者は、かかる市の指示を受けたときは、市の承認が得られるまで、必要な修正を行うものとする。

(各種マニュアルの作成)

第24条 事業者は、本事業関連書類に従い、供用開始日の30日前までに、個人情報保護その他利用者の保護、災害・事故に対する被害想定と対策、迅速な応急対策及び早期復旧・復旧活動が行える体制づくり等を目的として、市が合理的に満足する様式及び内容の個人情報保護マニュアル、危機管理マニュアルその他本業務実施に当たって必要な各種のマニュアルを作成し、開業準備業務に係る統括管理責任者の確認を得たうえで、市に提出し、その内容について市の承認を得なければならない。

2 事業者は、前項の定めるところに従って市の承認を得たマニュアルについては、市の承認後も本事業の進捗状況等を踏まえて随時改訂又は変更するものとし、当該改訂又は変更後の当該マニュアルについては、これらを使用する個別業務に係る統括管理責任者の確認を得たうえで、市に提出し、その内容について市の承認を得なければならない。

4 第1項の定めるところに従って供用開始予定日に先立って提出されたものを含め、市は、前各項の定めるところに従って提出された（最新版の）各種マニュアルを承認するにあたり、改善その他の指示をすることができるものとし、事業者は、かかる市の指示を受けたときは、市の承認が得られるまで、必要な修正を行うものとする。

(業務計画書の提出)

第25条 事業者は、維持管理・運営期間における各事業年度に関し、第30条第1項及び第61条第2項に基づき個別業務の業務総括責任者及び業務責任者が作成した年度業務計画書について、当該個別業務に係る統括管理責任者の確認を得たうえで、当該事業年度が開始する30

日前までに市に提出し、市の承認を受けなければならない。

- 2 事業者は、開業準備期間に関し、第 61 条第 1 項に基づき開業準備業務の業務総括責任者及び業務責任者が本事業関連書類に従って作成した開業準備業務計画書について、開業準備業務に係る統括管理責任者の確認を得たうえで市に提出し、その内容について本事業関連書類に定める期日までに市の承認を得るものとする。
- 3 市は、業務計画書に関して意見を述べることができ、事業者はかかる意見を尊重し必要に応じて業務計画書の見直しを行わなければならない。
- 4 事業者が業務計画書の内容を変更しようとする場合は、事業者は速やかに市と協議し、あらかじめ市の承認を受けなければならない。

(業務報告書の提出)

第 26 条 事業者は、設計・建設期間及び維持管理・運営期間の各期間にわたり、第 30 条第 2 項及び第 62 条第 2 項に基づき施設整備業務、維持管理業務及び運営業務に係る業務総括責任者及び業務責任者が作成した当該業務に関する次の各号に掲げる各書類について、当該業務に係る統括管理責任者の確認を得たうえで、当該号所定の期日までに市に提出しなければならない。

- (1) 月報その他月次業務報告書 翌月 30 日（非開庁日の場合は次の開庁日）以内
(工事月報及び工事監理業務に係る月次業務報告書は翌月 10 日まで)
- (2) 事業報告書 当該事業年度終了後 60 日以内
- (3) その他の市への提出書類 当該提出書類について要求水準書に定められた期日まで

2 事業者は、各本施設に係る開業準備期間に関し、第 62 条第 1 項に基づき開業準備業務に係る業務総括責任者及び業務責任者が作成した当該業務に関する次の各号に掲げる各書類について、当該業務に係る統括管理責任者の確認を得たうえで、当該号所定の期日までに市に提出しなければならない。

- (1) 月次業務報告書 翌月 30 日（非開庁日の場合は次の開庁日）以内
- (2) 開業準備業務報告書 開業準備業務終了後 30 日以内

第 4 章 施設整備業務

第 1 節 総則

(施設整備業務の実施)

- 第 27 条 事業者は、本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、自ら又は構成員若しくは協力企業を通じて、施設整備業務を実施する。
- 2 事業者は、設計業務を設計企業をして、建設業務を建設企業をして、工事監理業務を工事監理企業をして、それぞれ実施させる。
 - 3 事業者並びに構成員及び協力企業が実施する施設整備業務は、常に、施設整備業務に関する要求水準書及び事業者提案書を満たすものでなければならない。

(第三者の使用等)

第28条 事業者は、施設整備業務に係る構成員又は協力企業を変更又は追加してはならない。
ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、市の事前の承諾を得た場合はこの限りではない。

- 2 事業者は、各構成員又は協力企業が受託し又は請け負った施設整備業務の全部又は主たる部分を、各構成員又は協力企業が第三者に委託し又は請け負わせないようにしなければならない。
- 3 施設整備業務の実施に関する構成員、協力企業又はその他第三者の使用は、すべて事業者の責任において行うものとし、施設整備業務の実施に関して事業者又は構成員若しくは協力企業を使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負う。

(業務総括責任者及び業務責任者)

- 第29条 事業者は、本事業関連書類に従い、施設整備業務の全体を把握し調整を行う業務総括責任者、並びに施設整備業務の区分ごとに総合的に把握し調整を行う業務責任者を定め、当該業務総括責任者及び業務責任者の氏名その他必要な事項を、施設整備業務の開始前に統括管理責任者に届け出なければならない。
- 2 事業者は、施設整備業務に係る業務総括責任者又は業務責任者を変更した場合は、当該変更について、速やかに統括管理責任者に届け出なければならない。

(業務計画書及び業務報告書の作成)

- 第30条 事業者は、施設整備業務の各個別業務に関し、当該個別業務に係る業務総括責任者及び業務責任者をして、本事業関連書類に従い、当該個別業務に係る業務計画書を作成させ、速やかに統括管理責任者の確認を受けなければならない。なお、事業者は、統括管理責任者の確認を受けた業務計画書を変更した場合は、当該変更について、速やかに統括管理責任者の確認を受けなければならない。
- 2 事業者は、施設整備業務の各個別業務に関し、当該個別業務に係る業務総括責任者及び業務責任者をして、本事業関連書類に従い、設計・建設期間にわたり、当該個別業務に関する業務報告書をそれぞれ作成させ、統括管理責任者の確認を受けさせなければならない。

(第三者に生じた損害)

- 第31条 事業者が施設整備業務を履行する過程で、又は履行した結果、第三者に損害が発生したときは、本契約に他に特段の定めがない限り、事業者がその損害を賠償しなければならない。ただし、かかる損害のうち、市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市がこれを負担する。
- 2 事業者による施設整備業務の実施に関し、不可抗力により第三者に損害が発生した場合の取扱いは、第10章に従う。

(設計・建設期間中の保険)

- 第32条 事業者は、設計・建設期間中、自ら又は建設企業をして、別紙4（保険）第1項に定める内容の保険に加入し、その保険料を負担する。事業者は、かかる保険の保険証券又は

これに代わるものとして市が認めたものを、本工事の着手に先立って市に提出しなければならない。

第2節 設計業務

(設計業務の実施)

第33条 事業者は、本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、設計業務を行うものとし、設計業務に関する一切の責任（設計上の誤り及び事業者の都合による設計変更等から発生する増加費用の負担を含む。）を負担する。

2 事業者は、本契約締結日以降速やかに（遅くとも設計業務に着手する前に）、事業者提案書の詳細説明及び協議を実施するとともに、設計業務の実施体制、スケジュール等の内容を含んだ市が合理的に満足する様式及び内容の設計業務計画書を作成し、市に提出し、市の承諾を受けなければならない。

3 事業者は、市の承諾を得た設計業務計画書を変更する場合は、当該変更について、速やかに市の確認を受けなければならない。

4 事業者は、設計業務計画書に基づき、事業スケジュールに従い、設計業務を行わなければならない。

(設計業務の進捗状況の確認)

第34条 事業者は、市に対し、毎月1回以上、設計業務の進捗状況の説明及び報告を行わなければならない。

2 市は、本事業関連書類に基づき設計業務が実施されていることを確認するために、本施設の設計状況その他について、事業者に事前に通知したうえで、随時、事業者に対してその説明を求め、又はその他の書類の提出を求めることができる。

3 事業者は、前項に定める設計状況その他についての説明及び市による確認の実施につき、市に対して最大限の協力を行わなければならない。

4 市は、前各項に基づき説明、報告等を受けたときは、指摘事項がある場合には適宜これを事業者に伝え、又は意見を述べることができる。

(基本設計図書及び実施設計図書の提出)

第35条 事業者は、基本設計の完了後速やかに、基本設計図書を市に提出する。市は、基本設計の内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求を含む。）を事業者に通知する。

2 事業者は、実施設計の完了後速やかに、実施設計図書を市に提出する。市は、実施設計の内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求を含む。）を事業者に通知する。

3 市は、前各項に基づき事業者より提示された設計図書が本事業関連書類に従っていないと判断する場合、事業者の責任及び費用負担において、その修正を求めることができる。事業者は、市からの指摘により、又は自ら設計図書に不備・不具合等を発見したときは、自らの責任及び費用負担において、直ちに当該設計図書の修正を行い、修正点について市に報告し、その確認を受けなければならない。設計の変更について不備・不具合等が発見された場合も

同様とする。

- 4 事業者は、第1項及び第2項の市の確認を受け、設計業務が完了した場合は速やかに、設計業務完了届を市に提出し、市の確認を受けなければならない。
- 5 設計業務に関し、遅延が生じ、増加費用又は損害が発生した場合の措置は、次の各号記載のとおりとする。
 - (1) 市の責めに帰すべき事由（①市の指示又は請求（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、②本契約、募集要項等若しくは要求水準書の不備又は市による変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、及び③市による設計図書の変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）を含む。）により、本施設の設計業務に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、又は合理的な増加費用若しくは損害が発生した場合、市は、事業者と協議のうえで、合理的な期間引渡予定日を延期するとともに、当該増加費用若しくは損害を負担する。
 - (2) 事業者の責めに帰すべき事由により設計費用が増加し、又は損害が発生した場合、事業者は、当該増加費用又は当該損害を負担する。
 - (3) 法令等の変更又は不可抗力により本施設の設計業務に遅延が生じ、設計費用が増加し、又は損害が発生した場合の取扱い、第9章又は第10章の規定に従う。

（設計図書の変更）

- 第36条 市は、本工事の開始前及び本工事中において必要があると認めるときは、事業者に対して、事業者提案書の範囲を逸脱しない限度で、設計図書の変更を求めることができる。事業者は、市から当該変更要請を受けた日から14日以内に、市に対して、かかる設計図書の變更に伴い発生する費用、工期又は工程の変更の有無等の検討結果を報告しなければならない。
- 2 事業者は、前項に定める場合のほか、市の事前の承諾を得た場合を除き、設計図書の変更を行うことはできない。
 - 3 第1項により市が変更を決定し、増加費用又は損害が発生した場合の措置は、前条第5項第1号に準じて取扱う。

第3節 建設業務

（本工事の請負）

- 第37条 事業者は、本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、本工事を施工し、すべての本施設の建設（既存施設の施設改修を含む。）を行うものとし、これらの業務に関する一切の責任を負担する。
- 2 事業者は、事業スケジュールに従い、既存施設を施設改修するとともに、各本施設に関し、当該本施設に係る引渡予定日までに、当該本施設に係る本工事を完成のうえで、これを第55条に基づいて市に引き渡し、その所有権を市に取得させる。
 - 3 本施設の施工方法その他本工事のために必要な一切の手段は、本事業関連書類に従い、それ以外のものは事業者がその責任においてこれを定める。
 - 4 本工事に遅延が生じ、増加費用又は損害が発生した場合の措置は、次の各号記載のとおりと

する。

- (1) 市の責めに帰すべき事由（①市の指示又は請求（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、②本契約、募集要項等若しくは要求水準書の不備又は市による変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、及び③市による設計図書の変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）を含む。）により、本工事に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、又は合理的な増加費用若しくは損害が発生した場合、市は、事業者と協議のうえで、合理的な期間引渡予定日を延期するとともに、当該増加費用又は損害を負担する。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により建設費用が増加し、又は損害が発生した場合、事業者は、当該増加費用又は当該損害を負担する。
- (3) 法令等の変更又は不可抗力により本工事に遅延が生じ、建設費用が増加し、又は損害が発生した場合の取扱いは、第9章又は第10章の規定に従う。

（本工事開始前及び本工事中の書類の提出）

第38条 事業者は、各本工事の着工日の14日前までに、要求水準書に基づき当該本工事の着工前に提出されるべき当該本工事の実施体制、工事工程等の内容を含んだ市が合理的に満足する様式及び内容の施工計画書を市に提出しなければならない。市に提出した当該施工計画書を変更する場合は、当該変更後の書類を市に提出しなければならない。

- 2 事業者は、各本工事の施工中、市との協議のうえで定められた期限までに、本事業関連書類の定めるところに従い、要求水準書に基づき当該本工事の施工中に提出されるべき当該本工事の実施体制、工事工程等の内容を含んだ市が合理的に満足する様式及び内容の月間工程表を市に提出しなければならない。市に提出した当該工程表を変更する場合は、当該変更後の書類を市に提出しなければならない。

（各種調査）

第39条 事業者は、次の各号の定めに従い、すでに市が行ったものを含め、既存施設の施設改修その他本工事に必要な調査を、本事業関連書類に従い、自己の責任及び費用負担により行う。

- (1) 事業者は、いずれかの調査を行う場合、着手前に当該調査に係る日時及び概要を示した調査計画書を作成し、市の確認を受け、当該調査を終了したときは当該調査に係る調査報告書を作成し、市に提出してその確認を受けなければならない。ただし、かかる市の確認を理由として市はいかなる責任も負わず、市の確認を経た事業者による調査及びその結果を記載した調査報告書に不備、誤謬又は欠陥等がある場合、事業者は、当該不備、誤謬等に起因して発生する一切の責任を負担し、かつ、これに起因する一切の増加費用及び損害（当該不備、誤謬等のために瑕疵等を発見できなかったことによるものを含み、また、再調査費の負担を含む。）を負担する。
- (2) 周辺家屋影響調査を行う場合は、本工事及び本施設の運営が騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気、交通障害、電波障害その他の周辺地域や近隣住民の生活環境に及ぼす影響（電波障害を含む。）を調査、分析及び検討するものでなけ

ればならないものとし、かつ、本工事の着工前、工事期間、本工事の完了後の各段階において必要に応じて適切に実施されるものとする。

- 2 事業者は、前項に定める調査を実施した結果、市が本事業の募集要項等において提供した事業用地又は既存施設に関する参考資料の内容と齟齬を生じる事実を発見したときは、その旨を直ちに市に通知し、その確認を求めなければならない。この場合において、市及び事業者は、その対応につき協議する。なお、市が提供した事業用地又は既存施設に関する参考資料の誤謬、欠落その他の不備に起因して本工事に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、又は事業者が合理的な増加費用又は損害が発生した場合、市は、事業者と協議のうえで、合理的な期間引渡予定日を延期し、当該増加費用又は損害を負担する。
- 3 事業者は、事業用地又は既存施設に関し、市が提供した、事業用地又は既存施設に関する参考資料に記載されていない地質障害、埋蔵文化財、不発弾、その他の地中障害物等の事業用地の瑕疵又はアスベスト含有材の使用等の既存施設の瑕疵（以下本条において単に「事業用地の瑕疵又は既存施設の瑕疵」という。）を発見した場合、その旨を直ちに市に通知するものとし、市及び事業者は、その対応につき協議し、次の各号の定めに従う。
 - (1) 事業者は、事業用地の瑕疵又は既存施設の瑕疵に起因して発生する増加費用及び損害の発生及び拡大を阻止又は低減するよう最大限の努力をしなければならない。
 - (2) 事業用地の瑕疵又は既存施設の瑕疵が発見に起因して本工事に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、又は事業者が合理的な増加費用又は損害が発生した場合、事業者が当該増加費用又は損害の発生及び拡大を阻止・低減する努力を尽くしている場合に限り、市は、事業者と協議のうえで、合理的な期間引渡予定日を延期し、当該増加費用又は損害を負担する。ただし、(i) 第1項に規定する調査を行われなかった場合、又は、(ii) 当該調査が行われたが、当該調査若しくはその結果を記載した報告書に不備、誤謬等がある場合、事業者は、当該調査が不備、誤謬等なく行われかつその結果が不備、誤謬等なくとも、市が提供した、事業用地又は既存施設に関する参考資料に記載されていない、事業用地の瑕疵又は既存施設の瑕疵を発見できなかったと合理的に認められない限り、これらに起因して発生する一切の責任を負担し、かつ、これに起因する一切の増加費用及び損害（再調査費の負担を含む。）を負担する。
 - (3) アスベスト含有材使用状況調査の結果、既存施設においてアスベスト含有材の使用が認められた場合、事業者は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）及び郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（平成7年郡山市条例第14号）等の法令等に基づき、適切に処理を行い、石綿の飛散防止対策等の実施内容について掲示を行う。
 - (4) 前号の場合、事業者は、アスベスト含有材について、その処理方法を市と協議した上、事業者の責任において処理するものとする。ただし、当該処理に要する費用については、第2項なお書の規定にかかわらず、(i) アスベスト含有吹付材のうち、アスベスト含有材使用状況調査実施前にその使用が予想された部分については事業者の負担とし、(ii) アスベスト含有吹付材のうち、アスベスト含有材使用状況調査実施前に、その使用が予想されていなかった部分については、本業務に係る対価には含めず、本契約変更の対象と

し、(iii)アスベスト含有吹付材以外のアスベスト含有材については、事業者が負担する。ただし、(ii)の場合においても事業者による既存施設の調査に不備、誤謬又は欠陥があり、かつ、そのために当該使用を発見することができなかったものの、後日当該使用が発見された場合には、当該発見が遅れたことに起因する増加費用及び損害は事業者が負担する。

- (5) 市及び事業者の協議の結果、本事業の継続が不能、又は本事業の継続に過分の費用を要すると市が認めるときは、市は本契約を解除することができる。この場合の費用及び損害の負担は次のとおりとする。

ア 事業用地の瑕疵又は既存施設の瑕疵が、市が提供した、事業用地又は既存施設に関する参考資料に記載がなく、経験ある建設請負人が通常要求される注意義務を尽くしても予見又は発見できないものである場合、別紙9（不可抗力）の定めに従う。

イ 事業用地の瑕疵又は既存施設の瑕疵が、市が提供した、事業用地又は既存施設に関する参考資料に記載がないものの、経験ある建設請負人が通常要求される注意義務を尽くせば予見又は発見ができるものである場合、第83条又は第87条を準用する。

- 4 市は、必要と認めた場合には随時、事業者から本条に規定される調査に係る事項について報告を求めることができる。

（本工事に伴う近隣対策）

第40条 事業者は、本工事の着工に先立って、市と協議のうえで、自己の責任及び費用負担において、周辺住民に対して本事業の日程及び概要の説明を行い、周辺住民の理解を得よう努めなければならない。市は、必要と認める場合には、事業者が行う説明に協力する。

- 2 事業者は、自己の責任及び費用負担において、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気その他の本工事が近隣住民の安全や生活環境に与える影響を勘案し、法令等に基づき合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。かかる近隣対策の実施について、事業者は、市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。

- 3 事業者は、市の事前の承諾を得ない限り、前項の近隣対策の不調を理由として本事業の内容の変更をすることはできない。ただし、さらなる調整によっても近隣住民の理解が得られず、本工事の実施に支障が生ずるおそれが明らかな場合、市は、事業者と協議のうえで、本事業の内容の変更を検討する。

- 4 第2項の近隣対策の結果、本工事に遅延が発生することが見込まれる場合には、市及び事業者は、協議のうえで、引渡予定日を合理的な期間延期することができる。

- 5 第2項の近隣対策の結果、事業者に生じた費用（第2項の近隣対策の結果、引渡予定日が変更されたことによる増加費用も含む。）及び損害は、事業者がこれを負担する。

- 6 前項の規定にかかわらず、本事業の遂行自体に対する住民反対運動又は訴訟等に対する対応は、市がこれを行う。かかる住民反対運動又は訴訟等に起因していずれかの本工事に遅延が発生することが見込まれる場合、市は、事業者と協議のうえで、当該本工事の工事目的物に係る引渡予定日を合理的な期間延期することができる。また、かかる住民反対運動又は訴訟等に直接起因する合理的な増加費用及び損害は、市がこれを負担する。

(事業用地の安全対策)

第41条 事業者は、事業者の責任及び費用負担において、本事業関連書類に従い、工事現場における安全対策を実施する。本工事の施工に関し、建設機械器具等必要な設備の盗難又は損傷等により追加の費用又は損害が発生した場合、当該追加費用又は損害は、事業者がこれを負担する。ただし、法令等の変更又は不可抗力により発生した増加費用又は損害の取扱いは、第9章又は第10章の規定に従う。

(市による説明要求及び建設現場立会い)

第42条 市は、本工事の進捗状況について、随時、事業者に対して報告を要請することができ、事業者は、市の要請があった場合には、かかる報告を行わなければならない。市は、設計図書に従い本工事が施工されていることを確認するために、本工事について、事業者に事前に通知したうえで、事業者に対して中間検査を求めることができる。

- 2 市は、本工事開始前及び本工事の施工中、随時、事業者に対して質問をし、本工事について説明を求めることができる。事業者は、市からかかる質問を受領した後速やかに、市に対して回答を行わなければならない。市は、事業者の回答内容が合理的でないと判断した場合には、事業者との間でこれを協議することができる。
- 3 市は、事業者に対する事前の通知を行うことなく、随時、本工事に立ち会うことができる。
- 4 前三項に規定する報告、中間検査、説明、又は立会いの結果、市が、本工事の施工状況が本事業関連書類又は設計図書の内容を逸脱していると判断した場合、市は、事業者に対してその是正を求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。
- 5 事業者は、工事監理者が求める本工事の検査又は試験の内容を、市に対して事前に通知する。市は、かかる検査又は試験に立ち会うことができる。
- 6 市は、本条に基づく協議、説明要求、本工事への立会い等を理由として、施設整備業務の全部又は一部について何らの責任も負担せず、また、事業者は、これらを理由として、本契約上の事業者の責任を何ら軽減又は免除されるものではない。

(工事の中止等)

第43条 市は、必要と認めた場合には、事業者に対して、本工事の全部又は一部の施工を一時的に中止させることができる。この場合、市は、事業者に対して、中止の内容及び理由を通知しなければならない。

- 2 市は、前項により本工事の全部又は一部の施工を中止させた場合において、必要と認めたときには、引渡予定日を変更することができる。
- 3 市は、第1項により本工事の全部又は一部の施工を中止させた場合において、本工事の施工の中止又はその続行に起因して事業者が生じた合理的な増加費用（本工事の続行に備え工事現場を維持するための費用、及び労働者、建設機械器具等を保持するための費用並びに合理的な範囲の増加金融費用（設計・建設期間の延長に伴うものを含むが、これに限らない。）や運営費などを含む。）を負担する。ただし、当該中止の原因又は端緒が事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合には、この限りでない。
- 4 前項の規定にかかわらず、本工事の施工の一時中止が法令等の変更又は不可抗力に起因する

場合には、第9章又は第10章に従う。

(事業者による完了検査)

第44条 事業者は、事業者の責任及び費用負担において、各本工事の完了検査（法令等及び環境基準等に基づき、当該本工事の工事目的物の状態について、健康で衛生的な環境を確認するため、空気環境測定、照度測定及び水質管理の各測定を含む。以下同じ。）並びに機器、器具及び什器備品等の試運転等を行う。

2 事業者は、市に対して、事業者が前項の検査及び試運転等を行う14日前までに、これらを行う旨及びその予定日を通知する。

3 市は、第1項の検査及び試運転等に立ち会うことができる。ただし、市はかかる立会の実施を理由として、何ら責任を負担するものではない。

4 事業者は、第1項の検査及び試運転等においては、当該本工事の工事目的物が要求水準書及び事業者提案書を満たしているか否かについて、市が相当と認める方法により検査しなければならない。事業者は、第1項の検査及び試運転等の結果を、速やかに当該検査及び試運転等の結果に関する書面の写しを添えて検査済証とともに市に報告する。

5 事業者は、前項の定める検査済証その他の書類の他、本事業関連書類の定めるところに従い、完成図書を市に提出し、市の確認を受けなければならない。

(市による本施設の完成検査及び検査確認書の交付)

第45条 市は、事業者から前条に基づく検査済証その他の書類を受領した場合、受領後10日以内に速やかに事業者の費用負担により、市が次項の定める方法により完成検査を行う。

2 完成検査の方法は、次の各号に記載のとおりとする。

(1) 市は、事業者による完了検査報告を受けた後、市自らによる完成検査を実施する。事業者は、市による完成検査に立会い、協力をする。

(2) 完成検査は、設計図書等及び本事業関連書類との照合により、これを実施する。ただし、その検査項目及び検査内容については事業者提案書に基づき、市がこれらの内容を決定するものとする。

(3) 事業者は、機器、器具、備品等の取扱いに関する市への説明を実施する。

(4) 事業者は、市に対して設備等の操作説明等を行う。

3 前二項に定める完成検査の結果、本施設の状況が本事業関連書類又は設計図書等の内容に適合していないことが判明した場合、市は事業者に対してその是正を求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。事業者は、かかる是正を行ったときは、当該是正部分について完成検査と同様の手続による再検査を受けなければならない。

4 市は、完成検査の結果、本施設が本事業関連書類及び設計図書等の内容を満たし、本契約に従った維持管理業務及び運営業務を開始することが可能であると判断した場合には、事業者に対して遅滞なく検査確認書を交付する。

5 市は、検査確認書の交付を理由として、施設整備業務の全部又は一部について何らの責任も負担せず、また、事業者は、これを理由として、本契約上の事業者の責任を何ら軽減又は免除されるものではない。事業者は、検査確認書の交付を理由として、本施設について瑕疵担保責

任の発生を争い、又はその履行を拒絶若しくは留保することはできない。

(契約不適合)

第46条 市は、本施設その他の本工事の目的物（事業者により当該本施設内に設置された機器、器具又は備品等を含む。本条において同じ。）が性能、種類又は品質に関して本契約の内容（設計図書及び事業者提案書の内容を含む。）に適合しないもの（要求水準未達のみならず、事業者提案に基づく提案未実現を含む。以下「契約不適合」という。）であることを発見したときは、事業者に対して、相当の期間を定めて、契約不適合の改善・補修（備品については取り替えも含む。以下同じ。）又は設備、器具若しくは備品等の代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。この場合における履行の追完に要する費用は、契約適合検査費用及び契約不適合が改善しなかったことによって発生した費用を含め、事業者の負担とする。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、事業者は、市に不相当な負担を課するものでないときは、市が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、市が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、市は、その不適合の程度に応じてサービス対価の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにサービス対価の減額を請求することができる。

（1）履行の追完が不能であるとき。

（2）事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（3）事業者が履行の追完をしないで当該本工事の目的物の引渡予定日を経過したとき。ただし、事業者が第56条第2項の定めるところに従う場合は、この限りでない。

（4）前3号に掲げる場合のほか、市がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 市は、当該本工事の目的物の引渡日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は本契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。ただし、その契約不適合がメーカーによる保証又は事業者提案に基づく保証があるものについて生じた場合において、当該保証の期間内であるときは、この限りでなく、市は、請求等を行うことができる。

5 前各項にかかわらず、市は、設備機器本体等の契約不適合については、市による完成確認の際に、直ちにその履行の追完を請求しなければ、事業者は、その責任を負わない。ただし、当該完成確認において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、供用開始日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。なお、事業者がその契約不適合のあることを知っていたとき若しくはその契約不適合がメーカーによる保証若しくは事業者提案に基づく保証があるものについて生じたとき、又は、要求水準書に別段の定めがあるときは、この限りでない。

6 前二項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、事業者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 7 市が第4項又は第5項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第10項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を事業者へに通知した場合において、市が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 8 市は、第4項又は第5項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 9 第4項から第8項までの規定は、契約不適合が事業者の故意又は重大な過失により生じた場合には適用せず、契約不適合に関する事業者の責任については、民法の定めるところによる。
- 10 民法（明治29年法律第89号）第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 11 市は、本施設その他本工事の目的物の引渡しを受けた際に契約不適合があることを知ったときは、第4項の規定にかかわらず、その旨を直ちに事業者へに通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、事業者が当該契約不適合のあることを知っていたときは、この限りでない。
- 12 契約不適合が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条に規定する構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について生じた場合（構造耐力上又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）には、請求等を行うことのできる期間は、これを供用開始日から10年とする。この場合において、第4項から第11項までの規定は適用しない。
- 13 契約不適合が支給材料の性質又は市の指図により生じたものであるときは、市は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、事業者が当該支給材料若しくは当該指図が不適当であることを知りながらその旨を通知しなかったとき又は要求水準書に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- 14 事業者は、建設企業をして、市に対し、本条による瑕疵の修補及び損害の賠償をなすことについて保証させるべく、本契約締結日以降速やかに、別紙5（保証書の様式）の様式による保証書を差し入れさせる。

（工期の変更）

第47条 市が事業者に対して本工事に係る工期の変更を請求した場合、市と事業者は協議により当該変更の可否を定める。

- 2 事業者が、事業者の責めに帰すことのできない事由により工期を遵守できないことを理由として、工期の変更を請求した場合、市は、事業者との協議により、当該変更の可否を定める。ただし、市と事業者との間の協議が調わない場合、市は、その合理的な裁量に基づき、工期を定めることができ、事業者は、これに従わなければならない。

（工期の変更による費用負担）

第48条 市の責めに帰すべき事由により工期又は工程を変更したときは、市は、当該変更に伴い事業者が負担した合理的な増加費用又は損害を負担する。

- 2 事業者の責めに帰すべき事由により工期又は工程を変更したときは、事業者は、当該変更

に伴い市に発生した増加費用又は損害を負担する。

- 3 法令等の変更又は不可抗力により発生した増加費用又は損害の取扱いは、第9章又は第10章の規定に従う。

(物品等の整備)

第49条 事業者は、本事業関連書類に従った維持管理業務及び運営業務を行うために本施設の管理上必要な物品等を整備しなければならない。

(調達方法)

第50条 物品リストに示された各物品については、当該物品が設置されるべき本施設の市への引渡しと同時にこれを引渡し、その所有権を市に移転しなければならない。ただし、リース方式による調達に客観的な合理性があり、市に不利益を及ぼさないと市が認めた物品については、事業者はリース方式によりこれを調達することができる。この場合、リース方式で調達する物品について、事業者は、事業期間中の適切なサービス水準の維持・向上や業務遂行への影響等の観点から、リース契約期間や更新を検討し、市の承諾を得るものとする。なお、市の承諾を得てリース方式で調達された物品のうち市が指定した物品については、第91条第3項に基づく本契約の終了時における市への引渡しと所有権移転が要求水準を満たす状態でなされるものとし、市の承諾を得たことは当該引渡しと所有権移転に係る事業者の義務をいかなる意味でも免責しないものとする。

- 2 物品リストに示されていない物品についても前項の規定を準用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、自主事業の実施のために必要な物品（このようにして調達された物品を特に、「持ち込み物品」という。）については、事業者は任意の方法により調達できるものとし、市はこれを所有しない。
- 4 事業者が実施する維持管理業務に係る資機材は、事業者が自ら調達するものとする。

(保全台帳等)

第51条 事業者は、各本施設に関し、当該本施設に係る引渡日までに、本事業関連書類に基づき市が所有する本事業で各本施設の管理上必要とされるすべての物品について、市が所有する管理上必要な物品等と持ち込み物品とを別にシールを貼り付ける等、明確に区別できるように、それぞれ所有者を明示する明認方法を施した上、当該本施設の保全台帳等（当該本施設に係る建築物・建築設備、外構施設等の保守・不具合・修繕等を一元管理することできるよう作成・更新される、保全台帳及び都市公園台帳並びに、前条の定めるところに従って物品リストに基づき調達された当該本施設の管理上必要な物品等の台帳及び持ち込み物品管理簿をいう。以下同じ。）を作成してこれを記録し、市に提出しなければならない。

第5節 工事監理業務

(工事監理者の設置等)

第52条 事業者は、本工事の着工日までに、工事監理企業をして、要求水準書に従い、1名以上の常駐体制で要求水準書に定める工事監理者を設置させ、市に対してその名称を通知し、工事監理企業及び工事監理者をして工事監理業務を行わせる。ただし、工事監理企業及び工

事監理者は、建設企業と同一法人又は資本面若しくは人事面において関連がある者であつてはならない。この場合において、事業者による工事監理企業に対する委託業務の内容は、「四会連合協定・監理業務委託契約書」に示される業務としなければならない。

- 2 工事監理者の設置は、すべて事業者の責任と費用負担において行い、工事監理者の設置及びその活動により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者がこれを負担する。

(工事監理の実施等)

第53条 事業者は、本工事の着工日の14日前までに、本事業関連書類の詳細説明及び協議を実施するとともに、要求水準書に基づき工事監理業務の着手前に提出されるべき工事監理業務の実施体制、スケジュール等の内容を含んだ市が合理的に満足する様式及び内容の業務計画書を市に提出し、市の承認を受けなければならない。市の承認を受けた当該工事監理計画書を変更する場合は、当該変更後の書類を市に提出し、市の承認を受けなければならない。

- 2 事業者は、本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、前項の定めるところに従って市の承認を得た工事監理計画書に基づき、工事監理業務を行う。
- 3 事業者は、工事監理者をして、市に対して、本事業関連書類に従い、本工事につき、工事監理に関する記録簿を作成させうえて、本工事の期間中の各月における本工事の工事監理の状況について要求水準書に基づき工事監理者に月次業務報告書を作成させ、作成対象月の翌月10日（非開庁日の場合は次の開庁日）までに市に対して提出するとともに、市の求めるところに従い、工事監理者をして工事監理の状況について随時報告させるものとする。市は、必要と認めた場合には、随時、工事監理者に本工事に関する事前説明及び事後報告を求め、又は事業者に対して工事監理者をして本工事に関する事前説明及び事後報告を行わせるよう求めることができる。

第6節 施設引渡業務

(保険加入)

第54条 事業者は、各本施設に関し、当該本施設の引渡予定日までに、別紙4（保険）第2項に定める内容の保険に加入し、かかる保険の保険証券又はこれに代わるものとして市が認めたものを、市に提出しなければならない。

(本施設の引渡し)

第55条 事業者は、各本施設に関し、当該本施設に係る検査確認書を受領した後、当該本施設に係る目的物引渡書を市に交付し、当該本施設に係る引渡予定日において当該本施設（事業者が自主事業に関し自ら使用する物品以外の物品を含むが、第50条第1項但書（同条第2項により準用される場合を含む。以下同じ。）によりリース方式によるものと市が認めたものを除く。以下、本条において同じ。）を市に引き渡し、当該本施設の所有権を市に取得させる。この場合、事業者は、当該本施設について、担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を市に移転しなければならない。

- 2 事業者は、市の要請がある場合、市が行う本施設の保存登記等に必要な支援を事業者の費用

と責任で行う。

(本施設の引渡し遅延による費用負担)

第56条 市の責めに帰すべき事由により、いずれかの本施設の引渡しが当該本施設に係る引渡予定日より遅延した場合、市は、当該遅延に起因して事業者が負担した合理的な増加費用又は損害を負担する。

2 事業者の責めに帰すべき事由によりいずれかの本施設の引渡しが当該本施設に係る引渡予定日より遅延した場合、事業者は、当該遅延への対応のために市が負担した増加費用を負担するほか、当該本施設に係る引渡予定日の翌日（当日を含む。）から引渡日（当日を含む。）までの期間（両端日を含む。）に応じ、当該本施設に係るサービス対価（施設整備費相当分）から割賦金利を控除した額に当該本施設に係る引渡予定日における第110条に定める遅延利息の率を乗じることにより計算した額を違約金として市に支払う。この場合において、市に当該遅延に起因して違約金以上の損害が発生したときは、事業者は、当該違約金を超える損害額を市に支払わなければならない。

3 法令変更又は不可抗力により、いずれかの本施設の引渡しが当該本施設に係る引渡予定日より遅延した場合、当該引渡し遅延に起因して事業者に生じた合理的な増加費用及び損害の負担については、第9章又は第10章に従う。

第5章 施設供用等業務

第1節 総則

(指定管理等)

第57条 市は、本条例その他法令等及び本契約に基づき、事業者に本施設の管理を行わせる。

2 事業者は、本条例その他法令等及び本契約の定めに従い、指定管理者としての業務を誠実かつ適正に執行しなければならない。

(指定管理者による管理等)

第58条 事業者が指定管理者として行う業務の範囲は、施設供用等業務とする。

2 事業者は、本指定がその効力を生じた場合には、本施設における指定管理者として、直ちに、自らの責任と費用負担において、本事業関連書類、基本業務計画書及び業務計画書に従い、各本施設に関し、当該本施設に係る開業準備期間中に、開業準備業務を完了したうえで、維持管理業務及び運営業務を開始し、かつ、当該本施設に係る維持管理・運営期間中、維持管理業務及び運営業務を遂行する責任を負う。

3 事業者は、維持管理業務及び運営業務について本指定がその効力を生じるまでは、維持管理業務及び運営業務を開始することはできず、市に対し、当該業務に係る対価の支払い又は費用の求償を求めることはできない。

(業務総括責任者及び業務責任者)

第59条 事業者は、開業準備業務の全体を把握し調整を行う業務総括責任者、並びに開業準備業務の区分ごとに総合的に把握し調整を行う業務責任者を定め、当該業務総括責任者及び

業務責任者の氏名その他必要な事項を、開業準備業務の開始前に統括管理責任者に届け出なければならない。

- 2 事業者は、維持管理業務の全体を把握し調整を行う業務総括責任者、並びに維持管理業務の区分ごとに総合的に把握し調整を行う業務責任者を定め、当該業務総括責任者及び業務責任者の氏名その他必要な事項を、維持管理業務の開始前に統括管理責任者に届け出なければならない。
- 3 事業者は、運營業務の全体を把握し調整を行う業務総括責任者、並びに運營業務の区分ごとに総合的に把握し調整を行う業務責任者を定め、当該業務総括責任者及び業務責任者の氏名その他必要な事項を、運營業務の開始前に統括管理責任者に届け出なければならない。
- 4 事業者は、いずれかの施設供用等業務に係る業務総括責任者及び業務責任者を変更した場合は、当該変更について、速やかに統括管理責任者に届け出なければならない。

(施設供用等業務の基本方針に従った基本業務計画書の作成)

第60条 事業者は、市が求める施設供用等業務に係る各個別業務の目的を実現するべく、本事業関連書類に基づき、施設供用等業務に係る各個別業務を実施するにあたり、要求水準書が特に定める当該個別業務の基本方針に従い、施設供用等業務に係る業務総括責任者及び業務責任者をして、本事業関連書類に基づき、維持管理業務及び運營業務の各業務に関し、維持管理・運営期間中の共通計画として基本業務計画書をそれぞれ作成させ、統括管理責任者の確認を受けなければならない。

- 2 事業者は、維持管理・運営期間中、原則として、基本業務計画書を変更しないものとする。

(業務計画書の作成)

第61条 事業者は、開業準備業務に係る業務総括責任者及び業務責任者をして、開業準備期間に係る開業準備業務計画書を作成させ、統括管理責任者の確認を受けなければならない。

- 2 事業者は、維持管理業務及び運營業務に係る業務総括責任者及び業務責任者をして、維持管理・運営期間に係る事業年度ごとに、維持管理業務及び運營業務に係る年度業務計画書をそれぞれ作成させ、統括管理責任者の確認を受けなければならない。
- 3 事業者は、開業準備業務計画書又は維持管理業務若しくは運營業務に係る年度業務計画書を変更した場合は、当該変更について、速やかに統括管理責任者の確認を受けなければならない。

(業務報告書の作成)

第62条 事業者は、開業準備業務に係る業務総括責任者及び業務責任者をして、開業準備期間にわたり、開業準備業務に関する月次業務報告書及び開業準備業務報告書を作成し、統括管理責任者の確認を受けなければならない。

- 2 事業者は、維持管理業務及び運營業務に係る業務総括責任者及び業務責任者をして、維持管理・運営期間にわたり、維持管理業務及び運營業務に関する日報、月報及び事業報告書をそれぞれ作成し、統括管理責任者の確認を受けなければならない。

(施設供用等業務における要求水準の変更)

第63条 市は、施設供用等業務に関する要求水準書の内容を変更する場合、事前に事業者に

対して通知のうえで、その対応（サービス対価の変更を含む。）について協議を行い、事業者の合意を得る。

2 施設供用等業務に要する費用が増加した場合又は損害が発生した場合の措置は、次の各号記載のとおりとする。

- (1) 市の責めに帰すべき事由（①市の指示又は請求（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、②本契約、募集要項等若しくは要求水準書の不備又は市による変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する変更を除く。）を含む。）により、合理的な増加費用又は損害が発生した場合、市が当該増加費用又は当該損害を負担する。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により、施設供用等業務の費用が増加する場合又は損害が発生した場合、事業者が当該増加費用又は当該損害を負担する。
- (3) 法令等の変更又は不可抗力により、施設供用等業務費が増加する場合又は損害（本施設の損傷を含む。）が発生した場合の取扱いは、第9章又は第10章の規定に従う。

（施設供用等業務に伴う近隣対策）

第64条 事業者は、自己の責任及び費用負担において、施設供用等業務を実行するにあたって、法令等に基づき合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。かかる近隣対策の実施について、事業者は、市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。市は、かかる近隣対策の実施について、事業者に対し協力する。

2 前項の近隣対策の結果、事業者に生じた増加費用及び損害は、本契約に別段の定めがない限り、事業者がこれを負担する。

3 前項の規定にかかわらず、本事業の遂行自体に対する住民反対運動又は訴訟等に対する対応は、市がこれを行う。かかる住民反対運動又は訴訟等に直接起因する合理的な増加費用及び損害は、市がこれを負担する。

（光熱・水道等の負担）

第65条 事業者は、本契約又は要求水準書に別段の定めがある場合を除き、施設供用等業務を実施するために必要な光熱・水道等は自らの責任及び費用負担において調達しなければならない。

第2節 開業準備業務

（開業準備業務の実施）

第66条 事業者は、各本施設に関し、当該本施設の供用開始に必要な一切の届出・申請・許認可等の手続を、自らの責任及び費用負担で行い、事業スケジュールに定めるスケジュールに支障が生じないようにその開業準備をしなければならない。なお、事業者は、本項に従って行った届出・申請・許認可等の書類の副本又は写し等を、速やかに市に交付しなければならない。

2 事業者は、第59条第3項の定めるところに従って業務総括責任者及び業務責任者を設置するほか、運営業務に必要となる業務担当者を配置し、各施設の供用開始日前までに、各業務担当者に対して業務内容や機械操作、安全管理、救急救命、接客応対等、業務上必要な事項につ

いての教育訓練を行い、供用開始後直ちに円滑な運営を実施するものとする。

- 3 事業者は、第 23 条第 2 項の定めるところに従って基本業務計画書につき市の承認を得るとともに、第 24 条の定めるところに従って各種マニュアルを整備するほか、既存施設の運営業務に係る引継ぎを受け、本事業関連書類に従って必要な開業準備業務を自らの責任及び費用負担で実施するものとする。
- 4 事業者は、各本施設に関し、前各項に定めるところに従って開業準備業務の履行を完了し、かつ、基本業務計画書及び供用開始予定日が属する事業年度に係る維持管理業務及び運営業務の各年度業務計画書に従って当該本施設の供用開始が可能となった段階で、市に対してその旨通知を行い、市の確認を受けるものとする。

第 3 節 維持管理業務

(維持管理業務の実施)

- 第 67 条 事業者は、本事業関連書類、基本業務計画書及び年度業務計画書に従い、自らの責任及び費用負担において、維持管理業務を行う。
- 2 事業者は、維持管理業務を、維持管理企業をして実施させる。
 - 3 事業者又は維持管理企業が実施する維持管理業務は、常に、維持管理業務に関する要求水準書及び事業者提案書を満たすものでなければならない。

(第三者の使用)

- 第 68 条 事業者は、維持管理企業を変更又は追加してはならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、市の事前の承諾を得た場合はこの限りではない。
- 2 事業者は、維持管理企業が受託し又は請け負った維持管理業務の全部又は主たる部分を、維持管理企業が第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
 - 3 維持管理業務の実施に関する維持管理企業その他第三者の使用は、すべて事業者の責任において行うものとし、維持管理業務の実施に関して事業者又は維持管理企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負う。

(本施設の修繕)

- 第 69 条 事業者は、本施設に関し、長期修繕計画書若しくは年度業務計画書に定めのない修繕若しくは更新又は本施設に重大な影響を及ぼす修繕若しくは更新を行う場合、市に対して、事前にその内容及びその他の必要事項を通知し、かつ、市の事前の承諾を得なければならない。かかる修繕又は更新はすべて、事業者が自己の責任と費用負担において、これを行う。
- 2 事業者は、本施設の修繕又は更新を行った場合、当該修繕又は更新について、必要に応じて、市の立会による確認を受け、当該確認後、その内容を設計図書に反映し、使用した設計図、完成図等の書面を速やかに市に提出する。
 - 3 第 1 項の規定にかかわらず、本施設に関し、市の責めに帰すべき事由により、維持管理・運営期間中に長期修繕計画書若しくは年度業務計画書に定めのない修繕又は更新を行う必要が生じた場合は、市は、自らの責任と費用負担においてかかる修繕又は更新を行う。

- 4 法令等の変更又は不可抗力により、本施設の修繕又は更新（長期修繕計画書又は年度業務計画に定めのない修繕・更新も含む。）を行った場合の取扱いは、第9章又は第10章の規定に従う。

（物品の管理）

第70条 事業者は、第51条により事業者が市に提出した保全台帳等により市の所有に係る物品の管理を含む、本施設の管理上必要な物品等の管理を行う。なお、保全台帳等に記載する事項は、市が定める様式に従うものとする。

第4節 運営業務

（運営業務の実施）

第71条 事業者は、本事業関連書類、基本業務計画書及び年度業務計画書に従い、自らの責任及び費用負担において、運営業務を行う。

- 2 事業者は、運営業務を、運営企業をして実施させる。
- 3 事業者又は運営企業が実施する運営業務は、常に、運営業務に関する要求水準書及び事業者提案書を満たすものでなければならない。

（第三者の使用）

第72条 事業者は、運営企業を変更又は追加してはならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、市の事前の承諾を得た場合はこの限りではない。

- 2 事業者は、運営企業が受託し又は請け負った運営業務の全部又は主たる部分を、運営企業が第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
- 3 運営業務の実施に関する運営企業その他第三者の使用は、すべて事業者の責任において行うものとし、運営業務の実施に関して事業者又は運営企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負う。

（利用料金等）

第73条 市は、各本施設の供用開始予定日までに、要求水準書及び事業者提案書に基づき当該本施設の利用料金その他当該本施設の運営に必要な事項を本条例で規定する。

- 2 事業者は、該当する本条例の各規定に従い、指定管理者として本施設の利用者から、所定の利用料金を徴収し、自らの収入とする。利用料金の収納に関する業務については、そのすべてを事業者の責任で行い、利用料金の未収納について、市はその責任を負担しない。
- 3 市は、随時、自らの費用により、利用料金の出納状況について、事業者に対し監査を実施できる。
- 4 市は、利用者数の増減による費用の増減及び収入の増減を理由とする本契約の変更は行わない。

（自主事業と事業者らの直接収入）

第74条 事業者は、自己の責任及び費用負担において、本事業関連書類、基本業務計画書及び年度業務計画書に従って、自ら自主事業を実施する。自主事業は、事業者が、又は事業者

から委託を受けたうえで構成員又は協力企業が事業者の名の下で実施する。

- 2 事業者は、自主事業を実施するために必要な許認可等を、自らの責任で取得しなければならない。市は、かかる事業者による許認可の取得に合理的な範囲で協力する。
- 3 事業者は、事業者が自主事業の内容を変更するときは、事前に市の承諾を得なければならない。
- 4 事業者は、自主事業から得られた収入を事業者の収入とすることができるものとする。
- 5 事業者は、自主事業に係る事業計画（利用者から徴収するサービスの対価その他の料金の設定を含む。）について事前に市の承諾を得なければならない。
- 6 事業者は、自主事業に係るサービスの利用状況、近隣の同種施設の使用状況等を勘案し、前項に基づいて市の承諾を得た料金設定を、合理的な範囲で変更することができる。ただし、事業者は、かかる変更について事前に市の承諾を得なければならない。

（自主事業の一部又は全部の終了）

- 第75条 事業者は、自主事業の全部又は一部の採算が悪化し、これを継続した場合に、本施設の維持管理及び運営が困難となることを見込まれる場合、これを自ら市に通知するものとする。
- 2 前項の通知を受けた場合、市は、自主事業の継続について事業者と協議を行った上、市の判断により、業務の停止を命令したうえで、事業者による自主事業の一部又は全部を終了させることができる。
 - 3 前項の規定は、市が、事業者の行う自主事業が、事業者提案書又はその他の本事業関連書類に定められたサービス水準を満たしていないと判断した場合に、これを準用する。

第5節 市による業務の確認等

（市による説明要求及び立会い）

- 第76条 市は、事業者に対し、施設供用等期間中、施設供用等業務について、随時その説明を求め、市が必要とする書類の提出を請求し、又は本施設において開業準備又は維持管理及び運営状況を自ら立会いのうえで確認することができる。事業者は、かかる市の要求に対して最大限の協力を行わなければならない。
- 2 前項に規定する説明又は確認の結果、本施設の開業準備又は維持管理及び運営状況が、本事業関連書類、基本業務計画書又は業務計画書の内容を逸脱していることが判明した場合の措置については、第93条及び第94条に規定するモニタリング及び要求水準未達成に関する手続に従う。
 - 3 市は、必要に応じて、本施設について、本施設の利用者その他の者へのヒアリングを行うことができる。
 - 4 市は、本条に基づく説明要求、確認、立会いの実施等を理由として、施設供用等業務の全部又は一部について、何らの責任も負担せず、また、事業者は、これらを理由として、本契約上の事業者の責任を何ら軽減又は免除されるものではない。

第6節 損害・損傷等の発生

(第三者に及ぼした損害)

第77条 事業者が施設供用等業務を履行する過程で、又は履行した結果、第三者（事業者の役員、従業員を含む。）に損害が発生したときは、本契約に他に特段の定めがない限り、事業者がその損害を賠償しなければならない。ただし、かかる損害のうち、市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市がこれを負担する。

2 不可抗力により、施設供用等業務に関し、第三者に損害が発生した場合は、第10章の規定に従う。

3 事業者は、第1項に定める損害賠償に係る事業者の負担に備えるために、施設供用等期間中、自己の責任及び費用負担において、自ら又は維持管理企業若しくは運営企業をして、別紙4（保険）第2項記載の保険への加入を継続し、その保険料を負担する。事業者は、かかる保険の更新、継続、書替又は新たな保険の新規加入その他保険の異動があったときは、これを証する保険証券又はこれに代わるものとして市が認めたものを、直ちに、市に提出しなければならない。

第6章 サービス対価その他の収入

(サービス対価の支払その他本事業収入)

第78条 市は、本契約の定めるところに従い、事業者に対して本業務の対価として、別紙6（サービス対価の構成及び支払方法）第1項から第●項に定めるとおり、サービス対価を支払う。

2 事業者は、事業者提案書に基づき、前項の定めるところに従って市から支払われるサービス対価のほか、次の各号の定める収入を当該号の定めるところに従って収受することができる。

(1) 本施設の運営業務により稼得される利用料金その他の収入を事業者の収入として収受することができる。

(2) 自主事業の対価を事業者の収入として収受することができる。

(サービス対価の改定等)

第79条 市は、サービス対価について、別紙6（サービス対価の構成及び支払方法）に定めるところにより物価変動に基づく金額の改定を行う。

(サービス対価の減額)

第80条 市によるモニタリングの結果、事業者の業務内容が要求水準書及び事業者提案書を満たしていないと判断した場合には、別紙7（モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法）の定めるところに従ってサービス対価を減額する。

(サービス対価の返還)

第81条 市は、業務報告書に虚偽の記載を発見し、これを事業者に対して通知した場合、事業者は市に対して、当該虚偽記載が認められれば市が別紙7（モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法）の定めるところに従い減額し得たサービス対価の金額を速やかに

返還しなければならない。

第7章 契約の終了等

第1節 契約期間

(契約期間)

第82条 本契約は、本契約締結日から効力を生じ、維持管理・運営期間の終了日をもって終了する。

- 2 事業者は、施設供用等期間中、本施設を、要求水準書及び事業者提案書を満たす状態に保持する義務を負う。
- 3 事業者は、本契約が終了する3年前までに、本施設及び設備機器並びに物品の改修、修繕又は更新の必要性を検討し、その状況の評価・チェックを行い、本契約の終了までに必要な改修、修繕及び更新を完了したうえで次期修繕提案書を市に提出する。
- 4 事業者は、本契約の終了にあたって、その1年前までに、次期修繕提案書を改訂して市に対して再提出するほか、その他の要求水準書に記載された引継協議に係る提出書類を提出したうえで市と引継協議を開始するものとし、また、その引継協議の結果を踏まえて、事業期間満了の180日前から、市が自ら又は次期の指定管理者（以下「次期事業者」という。）をして要求水準書記載の業務その他これに付随する業務の遂行のために本施設を円滑かつ支障なく継続使用できるよう、市及び次期事業者に対し、維持管理業務及び運営業務に関して必要な事項を説明し、かつ、事業者が用いた維持管理業務及び運営業務に関する操作要領、申し送り事項その他の資料を提供したうえで事業期間満了の180日前までに維持管理業務及び運営業務の引継ぎに必要な引継マニュアルを作成して提出するほか、業務の引継ぎに必要な協力を行うものとする。
- 5 市は、本契約が終了する1年前までに事業者に通知を行った上、終了前検査を実施し、要求水準書及び事業者提案書に記載されたすべての事項がその要求水準書及び事業者提案書を満たしているかを確認する。かかる検査の過程で本施設に修繕すべき点が存在することが判明した場合、市は事業者にこれを通知し、事業者は速やかにこれを修繕する。ただし、市が修繕を要するとした箇所について、不可抗力が原因で修繕が必要とされることを事業者が証明した場合には、別紙9（不可抗力）で事業者の費用負担とされる範囲を超える費用は市が負担する。

第2節 本施設引渡しの完了前の契約解除等

(本施設引渡しの完了前の市による契約解除等)

第83条 本契約締結日以降、すべての本施設の引渡しが完了する日までの間において、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合、市は、事業者に対して、次項に掲げる措置のいずれかをとることができる。ただし、市の責めに帰すべき事由による場合には、この限りでない。

- (1) 事業者が本事業の全部又は一部の履行を怠り（事業者が要求水準書及び事業者提案書を満たしていない場合を含む。）、その状態が30日間以上にわたり継続したとき（当該期間を経過した時において治癒されていない義務の違反が本契約及び取引上の社会通念に

照らして軽微である場合を除く。)

- (2) 事業者が、事業者の責めに帰すべき事由により、事業スケジュールに記載された本工事の着工日を過ぎても本工事を開始せず、市が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から市に対して満足すべき合理的説明がなされないとき。
 - (3) 事業者の責めに帰すべき事由により、いずれかの本施設を当該本施設に係る引渡予定日までに市に引き渡すことができないとき。
 - (4) 市により基本協定が解除されたとき。
 - (5) 事業者に係る破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又はその他の第三者（事業者の役員、従業員を含む。）によりその申立てがなされたとき。
 - (6) 構成員が本事業の公募手続に関して重大な法令等の違反をしたとき。
 - (7) 事業者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者にサービス対価債権を譲渡したとき又は事業者が基本協定第6条第3項第4号に掲げるいずれかに該当したとき若しくは同号の適用があるとき。
 - (8) 引き渡された本工事の目的物について第46条に基づき市が相当期間を定めて請求した履行の追完が当該相当期間内に完了しないとき。ただし、事業者が履行の追完を完了しないことに正当な理由がある場合、又は、当該相当期間を経過した時において完了していない履行の追完が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微である場合には、この限りでない。
 - (9) 引き渡された本工事の目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が当該目的物を除却した上で再び建設しなければ、本契約の目的を達成することができないものであるとき。
 - (10) 事業者がその本契約上の債務の履行を拒否し、若しくは、その本契約上の債務について履行不能となった場合において、本事業の目的の実現が不可能又は著しく困難となったとき、又は、その他事業者が本契約上の義務に違反し、その違反により本事業の目的を達することができないことが明らかであるとき。
 - (11) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が適用のある法令等、本契約に違反し、その違反により若しくは本契約の履行ができないことにより、その本契約上の債務の履行をせず、市が相当期間を定めて催告をしても本契約の目的を達するのに足る履行がされる見込みがない又は本指定を行うことが適当でないと市が認めたとき。
- 2 前項の場合において、市が事業者に対してとり得る措置は、以下のとおりとする。
- (1) 市は、事業者に対して書面で通知したうえで、本契約の全部を解除することができる。
 - (2) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、市、事業者及び事業者の株主との間における協議を経たうえで、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。

(3) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本契約上の地位を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が選定した第三者へ譲渡させることができる。

- 3 いずれかの本施設の引渡しの完了前に前項第1号により本契約が解除された場合、事業者は、市に対して、かかる引渡しが未了の本施設について市が支払うべき施設整備費（本契約の締結日において適用される税率の消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10に相当する金額を違約金として市が指定する期間内に支払う。さらに、市が被った合理的損害の額が上記違約金の額を超過する場合、市は、かかる超過額について、事業者に損害賠償請求を行うことができる。
- 4 市が第2項第1号により本契約の解除を選択した場合において、引渡しが未了の本施設の出来形部分が存在する場合、市は、これを検査のうえで、その全部又は一部を買い受け、当該出来形部分に相応する工事費相当額（設計費、工事監理費、事業者経費及び金融費用等の出来形を構成するために必要とした合理的な範囲内の費用を含むが、解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）の買受代金及び引渡しが完了した本施設に係る未払いのサービス対価（施設整備費部分）の合計額と前項の違約金及び損害賠償請求権に係る金額の合計額とを、対当額で相殺することができる。この場合、市は、かかる相殺後の買受代金及び引渡しが完了した本施設に係る未払いのサービス対価（施設整備費部分）の残額を、市の選択により、①経過利息を付したうえで解除前の支払スケジュールに従い、又は②一括払いにより支払う。
- 5 前項の場合において、引渡しが未了の本施設の出来形部分を市が買い受けない場合、事業者は、市と協議のうえで、自らの費用と責任により、市が買い受けない部分に係る事業用地を原状（更地）に回復したうえで、速やかにこれを市に引き渡さなければならない。また、この場合、事業者は、解除前の支払スケジュールにより市が事業者に対し既に支払った分を、当該解除日における第110条に定める遅延利息の率に基づき計算した利息を付して返還する。
- 6 破産手続開始の決定があった場合において破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人、更生手続開始の決定があった場合において会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人、再生手続開始の決定があった場合において民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等が、本契約を解除した場合は、第1項第10号に該当する場合とみなす。

（本施設引渡しの完了前の事業者による契約解除等）

第84条 本契約締結日以降、すべての本施設の引渡しが完了する日までの間において、市が本契約上の重要な義務に違反した場合、事業者は、市に対し、書面で通知のうえで、当該違反の是正を求めることができる。事業者は、かかる通知が市に到達した日から30日以内に市が当該違反を是正しない場合（当該期間を経過した時において治癒されていない義務の違反が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微である場合を除く。）には、市に対して、さらに書面で通知をしたうえで、本契約の全部を解除することができる。ただし、事業者の責めに帰すべき事由による場合には、この限りでない。

- 2 前項の規定により、いずれかの本施設の引渡しの完了前に本契約が解除された場合、市は、かかる引渡しが未了の本施設の出来形部分を検査のうえで、当該検査に合格した部分の所有権

をすべて取得する。

- 3 市は、前項の規定により引渡しが未了の本施設の出来形部分の所有権を取得する場合には、事業者に対し、当該出来形部分に相応する工事費相当額（設計費、工事監理費、事業者経費及び金融費用等の出来形を構成するために必要とした合理的な範囲内の費用を含むが、解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）及び引渡しが完了した本施設に係る未払いのサービス対価（施設整備費部分）を、市の選択により、①経過利息を付したうえで解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いによりこれを支払う。
- 4 第1項に基づき本契約が解除された場合、市は、事業者に対し、当該解除に伴う合理的な増加費用及び損害を負担する。

（本施設引渡しの完了前の法令変更による契約解除等）

第85条 本契約締結日以降、すべての本施設の引渡しが完了する日までの間において、第95条第2項に基づく協議にもかかわらず、本契約締結日以降における法令変更により、市が事業者による本事業の継続を困難と判断した場合又は本契約の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、市は、事業者と協議のうえで、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。

- （1）市は、事業者に対して書面で通知したうえで、本契約の全部を解除することができる。
 - （2）市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、市、事業者及び事業者の株主との間における協議を経たうえで、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。
 - （3）市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本契約上の地位を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が選定した第三者へ譲渡させることができる。
- 2 前項第1号により、いずれかの本施設の引渡しが完了する前に本契約が解除された場合、市は、かかる引渡しが未了の本施設の出来形部分を検査のうえで、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得する。
 - 3 市は、前項の規定により引渡しが未了の本施設の出来形部分の所有権を取得する場合には、当該出来形部分に相応する工事費相当額（設計費、工事監理費、事業者経費及び金融費用等の出来形を構成するために必要とした合理的な範囲内の費用を含むが、解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）及び引渡しが完了した本施設に係る未払いのサービス対価（施設整備費部分）を、市の選択により、①経過利息を付したうえで解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。

（本施設引渡しの完了前の不可抗力による契約解除）

第86条 本契約締結日以降、すべての本施設の引渡しが完了する日までの間において、第97条第2項に基づく協議にもかかわらず、不可抗力に係る事由が生じた日から60日以内に本契約の変更及び増加費用の負担について合意が成立しない場合、市は、同条項にかかわらず、事業者へ通知のうえで、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。

- （1）市は、事業者に対して書面で通知したうえで、本契約の全部を解除することができる。

- (2) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。
 - (3) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本契約上の地位を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が選定した第三者へ譲渡させることができる。
- 2 前項第1号により、いずれかの本施設の引渡しが完了する前に本契約が解除された場合、市は、かかる引渡しが未了の本施設の出来形部分を検査のうえで、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得する。
- 3 市は、前項の規定により、引渡しが未了の本施設の出来形部分の所有権を取得する場合には、当該出来形部分に相応する工事費相当額（設計費、工事監理費、事業者経費及び金融費用等の出来形を構成するために必要とした合理的な範囲内の費用を含むが、解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）及び引渡しが完了した本施設に係る未払いのサービス対価（施設整備費部分）を、市の選択により、①経過利息を付したうえで解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。

第3節 本施設引渡しの完了以後の契約解除等

（本施設引渡しの完了以後の市による契約解除等）

第87条 すべての本施設の引渡しが完了した日以後において、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合、市は、事業者に対して、次項に掲げる措置のいずれかをとることができる。ただし、事業者が要求水準書及び事業者提案書を満たしていない場合の手続は、第94条の定めに従う。ただし、市の責めに帰すべき事由による場合には、この限りでない。

- (1) 事業者が本事業の全部又は一部の履行を怠り、その状態が30日間以上にわたり継続したとき（当該期間を経過した時において治癒されていない義務の違反が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微である場合を除く。）。
- (2) 事業者が、その責めに帰すべき事由により、連続して30日以上又は1年間に於いて合計60日以上にわたり、本事業関連書類、基本業務計画書及び業務計画書に従った施設供用等業務を行わないとき。
- (3) 事業者の責めに帰すべき事由により、本契約の履行が困難となったとき。
- (4) 事業者の責めに帰すべき事由により、市により本指定が取り消されたとき。
- (5) 事業者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又はその他の第三者（事業者の役員、従業員を含む。）によりその申立てがなされたとき。
- (6) 事業者が、市に対し虚偽の報告（業務報告書に虚偽記載がある場合を含むが、それに限られない。）をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (7) 構成員が本事業の公募手続に関して重大な法令等の違反をしたとき。
- (8) 事業者が、正当な理由なくして、市の指示又は改善勧告等に従わないとき。
- (9) 事業者の責めに帰すべき事由により、事業者から本契約の解除の申出があったとき。

- (10) 事業者が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者にサービス対価債権を譲渡したとき又は事業者が基本協定第6条第3項第4号に掲げるいずれかに該当したとき若しくは同号の適用があるとき。
 - (11) 第46条に基づき市が相当期間を定めて請求した履行の追完が当該相当期間内に完了しないとき。ただし、事業者が履行の追完を完了しないことに正当な理由がある場合、又は、当該相当期間を経過した時において完了していない履行の追完が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微である場合には、この限りでない。
 - (12) 引き渡された本工事の目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が当該目的物を除却した上で再び建設しなければ、本契約の目的を達成することができないものであるとき。
 - (13) 事業者がその本契約上の債務の履行を拒否し、若しくは、その本契約上の債務について履行不能となった場合において、本事業の目的の実現が不可能又は著しく困難となったとき、又は、その他事業者が本契約上の義務に違反し、その違反により本事業の目的を達することができないことが明らかであるとき。
 - (14) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が適用のある法令等、本契約に違反し、その違反により若しくは本契約の履行ができないことにより、その本契約上の債務の履行をせず、市が相当期間を定めて催告をしても本契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがない又は本指定を継続することが適当でないと市が認めたとき。
 - (15) 基本協定が市により解除されたとき。
- 2 前項において、市が事業者に対してとり得る措置は、以下のとおりとする。
- (1) 市は、事業者に対して書面で通知したうえで、本契約の全部又は一部を解除することができる。市は、施設供用等業務の一部のみを終了させた場合、事業者の負担において、事業者が当該終了に係る業務のために利用していた本施設の部分を原状に復し、その明渡しを請求することができる。ただし、原状に回復することが著しく困難なとき、又はその必要がないと市が認めたときは、事業者に対し、原状回復費用に相当する金額の支払を求める等、市が相当と認める方法により補償を求めることができる。
 - (2) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。
 - (3) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本契約上の地位を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。
- 3 前項第1号の規定により本契約の全部又は一部を解除する場合において、市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、本指定を取消し、又は期間を定めて施設供用等業務の全部若しくは一部の停止を命じることができ、それにより事業者に損害、損失又は増加費用が生じても、市はその賠償の責めを負わない。
- 4 市は、第2項第1号による本契約の解除後も、本施設の所有権を有する。
- 5 第2項第1号により市により本契約が解除された場合、事業者は、第1項第15号に該当す

る場合を除き、市が支払うべき当該事業年度のサービス対価（施設供用等業務費相当分をいい、本契約の締結日において適用される税率の消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 10 に相当する違約金を、市の指定する期間内に、市に対して支払わなければならない。さらに、市が被った損害の額が上記違約金の額を超過する場合、市は、かかる超過額について、事業者に損害賠償請求を行うことができる。

- 6 第 3 項により、前項の適用がない本施設について事業者が指定管理者として行う施設供用等業務の一部が終了した場合、事業者は、市が支払うべき当該事業年度のサービス対価（施設供用等業務費相当分をいい、本契約の締結日において適用される税率の消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 10 に相当する違約金を、市の指定する期間内に、市に対して支払わなければならない。さらに、市が被った損害の額が上記違約金の額を超過する場合、市は、かかる超過額について、事業者に損害賠償請求を行うことができる。
- 7 市は、サービス対価（施設整備費相当分）の残額と、前二項の違約金及び損害賠償請求権に係る金額とを、対当額で相殺することができる。この場合、市は、かかる相殺後のサービス対価（施設整備費相当分）の残額を、市の選択により、①経過利息を付したうえで解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。
- 8 破産手続開始の決定があった場合において破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人、更生手続開始の決定があった場合において会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人、再生手続開始の決定があった場合において民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等が、本契約を解除した場合は、第 1 項第 13 号に該当する場合とみなす。

（本施設引渡しの完了以後の事業者による契約解除等）

第 88 条 事業者は、すべての本施設の引渡しが完了した日以後において、市が本契約上の重要な義務に違反した場合、事業者は、市に対し、書面で通知のうえで、当該違反の是正を求めることができる。事業者は、かかる通知が市に到達した日から 30 日以内に市が当該違反を是正しない場合（当該期間を経過した時において治癒されていない義務の違反が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微である場合を除く。）には、市に対して、さらに書面で通知をしたうえで、本契約の全部を解除することができる。ただし、事業者の責めに帰すべき事由による場合には、この限りでない。

- 2 市は、前項に基づき本契約が解除された場合には、本指定を取り消す。
- 3 市は、第 1 項の規定による本契約の解除後も、本施設の所有権を有する。
- 4 第 1 項に基づき本契約が解除された場合、市は、事業者に対し、当該解除に伴う合理的な増加費用及び損害を負担する。この場合においても、市は、サービス対価（施設整備費相当分）の残額を、市の選択により、①経過利息を付したうえで解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。

（本施設引渡しの完了以後の法令変更による契約解除等）

第 89 条 すべての本施設の引渡しが完了した日以後において、第 95 条第 2 項に基づく協議にもかかわらず、本契約締結日以降における法令変更により、市が事業者による本事業の継続

を困難と判断した場合又は本契約の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、市は、事業者と協議のうえで、次に定める措置のいずれかをとることができる。

- (1) 市は、本契約の全部又は一部を解除し、かつ、本指定を取り消し又は期間を定めて施設供用等業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。
- (2) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。
- (3) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本契約上の地位を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。

- 2 市は、前項第1号による本契約の解除後も、本施設の所有権を有する。この場合、市は、解除された部分に該当するサービス対価（施設整備費相当分）の残額を、市の選択により、①経過利息を付したうえで解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。また、事業者がすでに施設供用等業務を開始している場合、市は、事業者が当該施設供用等業務を終了させるために要する費用があればその費用を事業者に支払い、それらの支払方法については市及び事業者が協議によりこれを決する。

（本施設引渡し後の完了以後の不可抗力による契約解除等）

第90条 すべての本施設の引渡し完了した日以後において、第97条第2項に基づく協議にもかかわらず、不可抗力に係る事由が生じた日から60日以内に本契約の変更及び増加費用の負担について合意が成立しない場合、市は、同条項にかかわらず、事業者へ通知のうえで、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。

- (1) 市は、本契約の全部又は一部を解除し、かつ、本指定を取り消し又は期間を定めて施設供用等業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。
- (2) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。
- (3) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本契約上の地位を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。

- 2 市は、前項第1号による本契約の解除後も、本施設の所有権を有する。この場合、市は、解除された部分に該当するサービス対価（施設整備費相当分）の残額を、市の選択により、①経過利息を付したうえで解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。また、事業者がすでに施設供用等業務を開始している場合、市は、事業者が施設供用等業務を終了させるために要する費用があればその費用を事業者に支払い、それらの支払方法については市及び事業者が協議によりこれを決する。

第4節 本契約終了に際しての処置

(本契約終了に際しての処置)

第91条 事業者は、本契約の全部又は一部が終了した場合において、当該終了部分に係る本施設内（事業者のために設けられた控室等を含む。）に事業者が所有又は管理する工事材料、建設業務機械器具、仮設物その他の物件（事業者が使用する第三者の所有又は管理に係る物件を含む。以下、本条において同じ。）があるときは、当該物件の処置につき市の指示に従わなければならない。

2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当期間内に当該物件の処置につき市の指示に従わないときは、市は、事業者に代わって当該物件を処分、修復、片付けその他の適当な処置を行うことができる。事業者は、かかる市の処置について異議を申し出ることができず、かつ、市がかかる処置に要した費用を負担する。

3 事業者は、本契約の全部又は一部が終了した場合において、その終了事由のいかんにかかわらず、直ちに、市に対し、当該終了部分に係る施設整備業務又は施設供用等業務を遂行するために必要な、事業者の保有するすべての資料を引き渡さなければならない。第55条第1項の定めるところに従って本施設の引渡し完了している場合には、第50条第1項ただし書（同条第2項により準用される場合を含む。以下同じ。）によりリース方式で調達した物品のうち市が指定した物品を引き渡し、その所有権を市に取得させる。この場合、事業者は、担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を市に移転しなければならない。

(終了手続の負担)

第92条 本契約の終了に際し、終了手続に伴い発生する諸費用及び事業者の清算に伴う評価損益等については、事業者がこれを負担する。

第8章 モニタリング

(モニタリング)

第93条 市は、要求水準書及び事業者提案書に適合した本事業の遂行を確保するため、別紙7（モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法）の定めるところに従い、本事業に係る各業務につきモニタリングを行う。

2 モニタリングに係る費用のうち、本契約において事業者の義務とされているものを除く他の部分は、これを市の負担とする。

3 市は、モニタリングの実施を理由として、本事業の実施の全部又は一部について、何ら責任を負担するものではない。

(要求水準未達成に関する手続)

第94条 モニタリングの結果、事業者による本事業の遂行が要求水準書及び事業者提案書を満たさないと市が判断した場合には、市は、別紙7（モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法）に従って、本事業の各業務につき、必要な措置を行う。

2 事業者は、本事業に関し、要求水準書及び事業者提案書を満たしていない状況が生じ、かつ、

これを事業者自らが認識した場合、その理由及び状況並びに対応方針等を直ちに市に対して報告・説明しなければならない。

第9章 法令変更

(通知の付与及び協議)

第95条 事業者は、本契約締結日以降に法令変更がなされたことにより、本事業関連書類に従って本業務を履行することが不可能又は著しく困難となった場合、その内容の詳細を直ちに市に対して通知しなければならない。市及び事業者は、当該通知以降、本契約に基づく自己の義務が、適用のある法令等に違反することとなったときは、当該法令変更がなされた法令等に違反する限りにおいて、履行期日における当該義務の履行義務を免れる。ただし、市及び事業者は、当該法令変更に伴う増加費用及び変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

2 市が事業者から前項の通知を受領した場合、市及び事業者は、当該法令変更に対応するために、速やかに本業務の内容、引渡予定日、増加費用又は損害の負担その他必要となる事項に係る本契約の変更について協議する。かかる協議にもかかわらず、当該法令変更が生じた日から60日以内に、かかる本契約の変更について合意が成立しない場合、市は、当該法令変更に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。

(法令変更による増加費用又は損害の扱い)

第96条 法令変更により、本業務につき事業者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、別紙8（法令変更による費用の負担割合）の定めに従う。

第10章 不可抗力

(通知の付与及び協議)

第97条 事業者は、不可抗力により、本施設について、本事業関連書類に従って本業務を履行することが不可能又は著しく困難となった場合、市に対し、その内容の詳細を直ちに通知しなければならない。この場合において、市及び事業者は、当該通知以降、当該不可抗力により履行することが不可能又は著しく困難となった本業務について、本契約に基づく履行期日における履行義務を免れる。ただし、市及び事業者は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、適切と考える対応手順に則り、早急に対応措置をとり、不可抗力に伴う増加費用及び不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

2 市が事業者から前項の通知を受領した場合、市及び事業者は、当該不可抗力に対応するために速やかに本業務の内容、引渡予定日、増加費用又は損害の負担その他必要となる事項に係る本契約の変更について協議する。かかる協議にもかかわらず、不可抗力が発生した日から60日以内に、かかる本契約の変更について合意が成立しない場合、市は、かかる不可抗力に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。

(不可抗力による増加費用又は損害の扱い)

第98条 不可抗力により、本業務につき事業者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、別紙9（不可抗力）の定めに従う。

（不可抗力による第三者に対する損害の扱い）

第99条 不可抗力により、本業務につき、第三者に損害が発生した場合、当該損害の負担は、別紙9（不可抗力）の定めに従う。

第11章 雑則

（遵守事項）

第100条 本契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる公租公課は、すべて、事業者の負担とする。市は、事業者に対してサービス対価及びこれに対する消費税相当額（消費税及び地方消費税をいう。）を支払うほか、本契約に別段の定めがある場合（第95条が適用される場合を含む。）を除き、本契約に関連する公租公課については、一切これを負担しない。

2 事業者は、本契約に基づくすべての債権債務が消滅するに至るまで、次の事項を市に対して誓約する。

（1） 本契約を遵守すること。

（2） 市の事前の承諾なしに、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務を、第三者に譲渡、担保提供その他の処分をしないこと。

（3） 前号に定めるほか、市の事前の承諾なしに、本事業に関連して事業者が市との間で締結したその他の契約に基づく契約上の地位又はそれらの契約に基づく権利若しくは義務を、第三者に譲渡、担保提供その他の処分をしないこと。

（4） 市の事前の承諾なしに、事業者の定款の変更、重要な資産の譲渡、解散、合併、事業譲渡、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為、又は組織変更を行わないこと。

（5） 事業者の代表者、役員又は商号に変更があった場合、直ちに市に通知すること。

（融資団との協議）

第101条 市は、本事業に関し、事業者に融資する融資団との間で、一定の重要事項（市が本契約に基づき事業者に損害賠償を請求する場合、本契約を終了する場合を含む。）についての融資団への通知及び協議並びに担保権の設定及び実行に関する取扱いについて協議し、その合意内容を、本契約とは別途定めることができる。

（株主・第三者割り当て）

第102条 事業者は、事業者の株主以外の第三者に対し株式又は新株予約権を割り当てるときは、事前に市の承諾を得なければならない。かつ、かかる場合、事業者は、当該株式又は新株予約権の割当てを受ける者をして、市に対して、速やかに基本協定に定める様式及び内容の誓約書を提出させる。

2 事業者は、本事業の終了に至るまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、構成員の保有する事業者の株式の第三者に対する譲渡その他の処分について承認しないものとする。

- 3 事業者は、本契約が終了するまでの間、事業者の筆頭株主を異動させず、構成員が事業者の発行済株式総数及び議決権の過半数を保持するようにする。

(財務書類の提出)

第103条 事業者は、本契約締結日以降、本契約の終了に至るまで、各事業年度の最終日より90日以内に、監査済財務書類（会社法第435条第2項に規定される計算書類及びそれらの附属明細書をいう。）を市に提出し、かつ、市に対して監査報告を行う。市は当該監査済財務書類を公表することができる。

(設計図書及び工事完成図書等の著作権)

第104条 市は、設計図書等及び建築著作物としての本施設について、市の裁量により、これを無償利用する権利及び権限を有する。かかる利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続する。

- 2 設計図書等又は本施設が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に定める著作物に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利の帰属は、著作権法の定めるところによる。
- 3 事業者は、市が設計図書等及び本施設を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならず、自ら又は著作者（市を除く。以下本条において同じ。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又は行使させてはならない。
- (1) 設計図書等及び本施設の内容を公表すること。
 - (2) 本施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で、市及び市が委託する第三者をして、複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (3) 本施設を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - (4) 本施設を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
- 4 事業者は、自ら又は著作者をして、次の各号に掲げる行為をし、又は行使させてはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (1) 第2項の著作物に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させること。
 - (2) 設計図書等又は本施設の内容を公表すること。
 - (3) 本施設に事業者の実名又は変名を表示すること。

(著作権の侵害の防止)

第105条 事業者は、その作成する成果物及び関係書類（設計図書等及び本施設を含む。以下同じ。）が、第三者の有する著作権を侵害するものではないことを市に対して保証する。

- 2 事業者は、その作成する成果物及び関係書類が第三者の有する著作権等を侵害したときは、これにより第三者に発生した損害を賠償し、又はその他の必要な措置を講ずる。かかる著作権等の侵害に関して、市が損害の賠償を行い又は費用を負担した場合には、事業者は、市に対し、かかる損害及び費用の全額を補償する。

(特許権等の使用)

第106条 事業者は、第三者の特許権等の工業所有権の対象となっている技術等を使用すると

きは、その使用に関する一切の責任（ライセンスの取得、ライセンス料の支払及びこれらに関して発生する費用の負担を含む。）を負わなければならない。

（秘密保持）

第107条 市及び事業者は、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密を、株主、代理人、コンサルタント又は事業者に融資する融資団以外の第三者に漏らしてはならず、且つ、本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、市又は事業者が法令等に基づき開示する場合はこの限りではない。

（個人情報の保護等）

第108条 事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、郡山市個人情報保護条例（平成6年郡山市条例第5号）及び郡山市個人情報保護条例施行規則（平成6年郡山市規則第33号）（その後の改正を含め、以下総称して「郡山市個人情報保護条例等」という。）並びにその他個人情報の保護に関するすべての関係法令等を遵守し、本事業の業務を遂行するに際して知り得た個人のプライバシーに関わる事実（以下「個人情報」という。）を適正に管理しなければならないとともに漏洩してはならない。

- 2 事業者は、郡山市個人情報保護条例等及び市の定めるその他個人情報保護に関する基準に合致する個人情報の安全管理体制を維持する。
- 3 事業者は、第三者に対して個人情報の取扱いを委託する必要がある場合は、当該第三者に対し、本条の義務と同等以上の義務を遵守させなければならない。
- 4 事業者若しくは事業者の使用する第三者が前三項の義務に違反したこと、又は、事業者若しくは事業者の使用する第三者の責めに帰すべき事由に起因して個人情報の漏洩等の事故が発生したことによって、市が損害を被った場合、事業者は市に対し損害を賠償するとともに、市が必要と考える措置をとらなければならない。

（請求、通知等の様式その他）

第109条 本契約並びにこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、説明、回答、申出、承諾、承認、同意、確認、勧告、催告、要請、契約終了通知及び解除は、書面により行わなければならない。なお、市及び事業者は、かかる請求等の宛先を各々相手方に対して別途通知する。

- 2 本契約の履行に関して市と事業者の間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めに従う。
- 3 本契約における期間の定めについては、本契約に別段の定めがある場合を除き、民法及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。
- 4 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

（延滞利息）

第110条 市又は事業者が、本契約に基づき行うべき支払が遅延した場合、未払額につき延滞日数に応じ政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和24年大蔵省告示第991号）に定める履行期日時点における遅延利息の率で計算した額の延滞利息を相手方に支払

わなければならない。

(協力義務)

第 1 1 1 条 事業者は、事業期間中、本施設の周辺にて実施されることのある公共工事等について市が合理的に必要な協力を求めた場合、市と協議のうえで、これに協力する。

(疑義についての協議)

第 1 1 2 条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合、市と事業者は、その都度、誠意をもって協議し、これを定める。

2 本契約において、当事者による協議が予定されている事由が発生した場合、市及び事業者は、速やかに協議の開催に応じなければならない。

3 市及び事業者は、本事業に関する協議を行うことを目的として、次の各号の定めるところに従い、市及び事業者により構成される関係者協議会を設置することができる。

(1) 市及び事業者間の協議を要する事項が存在する場合、市又は事業者は、相手方当事者に対して請求することにより、必要に応じて随時、関係者協議会を開催することができる。

(2) 関係者協議会の招集及び開催に要する費用は、各自の負担とする。

(3) 本契約において「協議」とは、関係者協議会における協議を意味する。ただし、市と事業者が別途合意した場合には、本契約において協議を要するとされる事項を、関係者協議会を開催することなく決定することができる。

(4) 事業者は、市の要請があった場合には、当該要請に応じて関係者協議会に構成員及び／又は協力企業を出席させなければならない。また、事業者は、市の別段の要請がなくとも、自己の判断で必要と認める場合には関係者協議会に構成員及び／又は協力企業に参加させなければならない。

(5) 関係者協議会の決定は、市及び事業者の合意によってなされるものとする。ただし、市と事業者の協議が、協議開始の日から 30 日以内に調わない場合、市が当該協議を踏まえた合理的な措置を決定するものとし、事業者は、これに従い、かつ、構成員及び協力企業をして、これに従わせなければならない。

(6) 市及び事業者は、関係者協議会の決定事項を遵守する。

(7) 前各号のほか、関係者協議会の協議事項、出席者、開催手続その他の事項に関する詳細は、市と事業者が協議して定める。

(準拠法)

第 1 1 3 条 本契約は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈する。

(管轄裁判所)

第 1 1 4 条 本契約に関する紛争については、福島地方裁判所郡山支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(要求水準書の変更)

第 1 1 5 条 市は、第 9 章又は第 10 章の定める場合のほか、次の各号に規定する事由が生じたときは、次項に定めるところにより要求水準書の内容を変更することができる。

- (1) 法令等の変更により本業務が著しく変更されるとき。
- (2) 災害、事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき又は業務内容が著しく変更されるとき。
- (3) 市の事由により業務内容の変更が必要なときその他業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

2 要求水準書の変更は、次の各号に定めるところにより行う。

- (1) 市は、前項各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨と要求水準書の変更内容を事業者へ通知し、事業者の意見を聴取するものとする。
- (2) 事業者は、前号に規定する通知を受けた日から 20 日以内に意見書を提出するものとする。
- (3) 市は、前号に規定する意見書が期限内に提出されないときは、事業者の意見がないものとして取り扱うことができる。
- (4) 市は、事業者の意見に拘束されないものとするが、事業者の意見を聴取した結果を尊重し、必要に応じて事業者の意見を反映して変更内容の修正を行ったうえで確定的な変更内容を事業者へ通知することにより、要求水準書の変更を確定する。ただし、市は、事業者の意見に基づく修正の義務を負担するものではない。
- (5) 要求水準書の変更に伴い、本契約の変更が必要となるときは、市及び事業者は、協議のうえ、契約変更を行うものとする。

[以下余白]

別紙1 定義一覧

(第1条関係)

※50 音順検索

1. 維持管理企業

事業者から維持管理業務を直接に受託し又は請け負う者である_____をいう。

2. 維持管理業務

本施設の全部又は一部の性能、効用等の現状を維持し、その機能が十分発揮されるようにするための関連業務をいい、要求水準書において維持管理業務の内容として要求された以下の業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案書によって優先交渉権者から提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。なお、「維持管理」とは、当該業務を行うことをいう。

- (1) 建築物保守管理業務
- (2) 建築設備保守管理業務
- (3) 管理上必要な物品等の保守管理業務
- (4) 陸上競技場・野球場保守管理業務
- (5) 外構施設保守管理業務
- (6) 修繕・更新業務
- (7) 環境衛生管理業務
- (8) 警備業務
- (9) 植栽管理業務
- (10) 維持管理・運営期間終了時の引継ぎ業務

3. 維持管理・運営期間

2025年4月1日（各本施設に関して特にいう場合は、当該本施設の供用開始日）を始期とし、2033年3月31日（ただし、本契約が解除等によりそれ以前に終了した場合には、当該終了の日）を終期とする期間をいう。

4. 運営企業

事業者から直接運営業務を受託し又は請け負う者である_____をいう。

5. 運営業務

本施設の全部又は一部をその機能を発揮して運営することの関連業務をいい、要求水準書において運営業務の内容として要求された以下の業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案書によって優先交渉権者から提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。なお、「運営」とは、当該業務を含め、運営業務を行うことをいう。

- (1) 運営管理業務
- (2) 年間調整業務
- (3) 予約受付・許可業務
- (4) 利用料金の徴収及び還付業務

- (5) 器具貸出業務
- (6) 大会・イベント等運営支援業務
- (7) 維持管理・運営期間終了時の引継ぎ業務
- (8) 自主事業（任意）

6. 開業準備期間

2023 年 4 月 1 日（各本施設に関して特にいう場合は、当該本施設の引渡日の翌日）を始期とし、本施設の最後の供用開始日（各本施設に関して特にいう場合は、当該本施設の供用開始日）までの期間をいう。

7. 開業準備業務

本施設の開業準備のための関連業務をいい、要求水準書において開業準備業務の内容として要求された以下の業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案書によって優先交渉権者から提案された業務並びにこれらの付随関連業務をいうものとする。なお、「開業準備」とは、当該業務を行うことをいう。

- (1) 開業準備業務
- (2) 本施設の利用料金及び利用形態の決定
- (3) 広報活動
- (4) 年間調整業務
- (5) 開業準備期間中の本施設の維持管理・運営業務
- (6) オープニングセレモニーの実施業務

8. 開業準備業務計画書

開業準備業務の業務総括責任者及び業務責任者が作成し、第 25 条第 2 項に基づき事業者が市に提出する開業準備スケジュールその他計画書をいう。

9. 開庁日

郡山市の休日を定める条例（平成 2 年郡山市条例第 7 号）に定める行政機関の休日以外の日をいう。

10. 完成図書

要求水準書資料 7 に規定される仕様及び部数の完成図書をいう。

11. 既存施設

本事業において、事業者が本契約に従いその施設改修を行う、本契約締結日において事業用地に存在する本施設を構成する各施設をいい、別紙 2（事業概要）第 3 項に示す施設規模を有する。

12. 基本協定

本事業に関し、市と優先交渉権者との間で____年____月____日に締結された基本協定書（その後の変更を含む。）をいう。

13. 基本設計図書

要求水準書資料 5 に規定される仕様及び部数の基本設計図書をいう。

14. 基本業務計画書

第 60 条第 1 項に基づき施設供用等業務の業務総括責任者及び業務責任者が作成し、第 23 条第 2 項に基づき統括管理責任者が市に提出する基本業務計画書をいう。

15. 業務計画書

セルフモニタリング計画書、年度業務計画書、設計業務計画書、工事監理業務に係る業務計画書、開業準備業務計画書、運営業務業務に係る年度業務計画書及び維持管理業務に係る年度業務計画書の総称をいう。

16. 業務報告書

個別業務の業務総括責任者及び業務責任者が作成し、第 26 条第 1 項に基づき事業者が市に提出する月報その他月次業務報告書及び事業報告書並びにその他要求水準書において作成が求められた報告書その他の記録等の総称をいう。

17. 供用開始日

各本施設に関し、当該本施設が実際に供用開始される日をいう。

18. 供用開始予定日

各本施設に関しては、当該本施設に係る供用開始予定日（維持管理・運営期間の開始予定日）として事業スケジュールに定められた日をいう。

19. 協力企業

事業者へ出資せず、事業者から本業務の一部を直接受託する又は請け負う者であって、優先交渉権者の構成員ではない者をいう。

20. 経過利息

別紙 6（サービス対価の構成及び支払方法）に定めるサービス対価 B の割賦金利の計算に用いる利率に基づき、履行日から支払日までに生じた利息をいう。

21. 建設企業

事業者から直接建設業務を受託し又は請け負う者である_____をいう。

22. 建設業務

本施設の建設のための関連業務をいい、要求水準書において建設業務の内容として要求された以下の業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案書によって優先交渉権者から提案された業務並びにこれらの付随関連業務をいうものとする。なお、「建設」とは、当該業務を行うことをいう。

（1）着工前の業務

（2）建設期間中の業務

（3）竣工後の業務

（4）その他の関連業務

23. 工事監理企業

事業者から工事監理業務を直接に受託し又は請け負う者である_____をいう。

24. 工事監理業務

本工事に係る工事監理の関連業務をいい、要求水準書において工事監理業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案書によって優先交渉権者から提案された業務並びにこれらの付随関連業務をいうものとする。なお、「工事監理」とは、当該業務を行うことをいう。

25. 工事監理者

本工事に関し、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 8 項に規定する工事監理をする者をいう。

26. 構成員

優先交渉権者を構成する企業のうち、事業者に出資する者であって、事業者から本業務の一部を直接受託する又は請け負う者をいう。

27. 個別業務

本業務のうち、設計業務、建設業務、工事監理業務、開業準備業務、維持管理業務及び運營業務のそれぞれ又は総称をいう。

28. サービス対価

本契約に基づく事業者の債務履行に対し、市が支払う対価をいう。なお、サービス対価の詳細は、別紙 6（サービス対価の構成及び支払方法）に記載のとおりとする。

29. サービス対価（施設供用等業務費相当分）

別紙 6（サービス対価の構成及び支払方法）に記載されるサービス対価のうち開業準備業務の対価（サービス対価 C）並びに運營業務及び維持管理業務の対価（サービス対価 D、E）の総合計金額相当分をいう。

30. サービス対価（施設整備費相当分）

別紙 6（サービス対価の構成及び支払方法）に記載されるサービス対価のうち施設整備費及び割賦金利をいう。

31. 事業期間

本契約締結日の翌日を始期とし、理由のいかんを問わず本契約が終了した日又は維持管理・運営期間満了日のいずれか早く到来した日を終期とする期間をいう。

32. 事業者提案書

優先交渉権者が本事業の公募手続において市に提出した事業者提案書、市からの質問に対する回答書その他当該応募者が本契約締結日以前に提出した一切の書類をいう。

33. 事業年度

毎年 4 月 1 日から始まる 1 年間をいう。ただし、最初の事業年度は、本契約締結日から 2024 年 3 月 31 日までをいい、最終の事業年度は事業期間の終了日の属する年度の 4 月 1 日から事業期間の終了日までをいう。

34. 事業用地

別紙 2（事業概要）第 1 項所定の事業用地で、その詳細を要求水準書資料 1 に示す事業区域図に係る土地であって、本事業に供する土地をいう。

35. 指定管理者

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に定義される指定管理者であって、本施設のうち公の施設に該当する部分に係る市の条例の規定に基づき、本施設のうちの公の施設の管理にあたる者をいう。

36. 実施設計図書

要求水準書資料 17 に規定される仕様及び部数の実施設計図書をいう。

37. 事業スケジュール

別紙 3（事業スケジュール）記載の本事業に係る事業遂行日程をいう。

38. 施設供用等期間

各本施設に関し、当該本施設に係る開業準備期間及び維持管理・運営期間を総称していい、当該本施設の引渡日の翌日を始期とし、当該本施設に係る維持管理・運営期間満了日を終期とする期間をいう。

39. 施設供用等業務

本業務のうち開業準備業務、運営業務及び維持管理業務並びにこれらに関する統括管理業務を総称していう。

40. 施設整備期間

設計・建設期間をいい、本契約締結日の翌日を始期とし、本施設の引渡日を終期とする期間をいう。

41. 施設整備業務

本業務のうち設計業務、建設業務及び工事監理業務並びにこれらに関する統括管理業務を総称していうものとする。なお、「施設整備」とは、当該業務を行うことをいう。

42. 施設整備費

サービス対価 A に相当する金額及びサービス対価 B に相当する金額（割賦金利相当額を除く。）の合計額をいう。

43. 自主事業

本事業の目的に合致する範囲において事業者が運営業務の一環として本施設で実施する事業であって、当該事業より得られる収益を原則として自らの収益とすることができるものとして、事業者提案書で特定された事業をいう。

44. 設計・建設期間

本契約締結日の翌日から本施設の最後の引渡予定日までの期間をいう。ただし、事業者が引渡予定日までに本施設のすべてを完工できなかった場合には、市がすべての本施設の完工後その引渡を受けた日までの期間をいう。

45. 設計企業

事業者から設計業務を直接に受託し又は請け負う者である_____をいう。

46. 設計業務

本施設の設計のための関連業務をいい、要求水準書において設計業務の内容として要求された以下の業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案書によって優先交渉権者から提案された業務並びにこれらの付随関連業務をいうものとする。なお、「設計」とは、当該業務を行うことをいう。

- (1) 事前調査業務及び関連業務
- (2) 設計業務及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- (3) 設計の変更
- (4) その他関連業務

47. 設計図書

基本設計図書、実施設計図書、及び本施設についてのその他の設計に関する図書（本契約に定める条件に従い設計図書が変更された場合には、当該変更部分を含む。）の総称をいう。

48. 設計図書等

設計図書、工事完成図書及びその他本契約の施設整備業務に関連して市の要求に基づき作成される一切の書類をいう。

49. セルフモニタリング計画書

第 21 条第 1 項に基づき事業者が市に提出するセルフモニタリング計画書をいう。

50. 着工日

各本工事に関し、当該本工事に係る着工日として事業スケジュールにおいて指定された日をいう。

51. 長期修繕計画書

第 23 条第 2 項及び第 3 項に基づき事業者が市に提出し、市の承認を得た最新版の基本業務計画書に含まれる長期修繕計画書をいう。

52. 統括管理業務

本事業遂行の統括管理のための関連業務をいい、要求水準書において統括管理業務の内容として要求された以下の業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案書によって優先交渉権者から提案された業務並びにこれらの付随関連業務をいうものとする。なお、「統括管理」とは、当該業務を行うことをいう。

- (1) 統括マネジメント業務
- (2) 総務・経理業務
- (3) 事業評価業務
- (4) 災害時初動対応業務

53. 統括管理責任者

設計・建設期間、開業準備期間及び維持管理・運営期間に関し、第 18 条第 1 項に基づき事業者がそれぞれ設置する当該期間に係る統括管理責任者をいう。なお、本契約の各規定の適用においては、別段の定めがない限り、当該規定の適用がある期間に係る統括管理責任者のみをいうものとする。

54. 年度業務計画書

個別業務の業務総括責任者及び業務責任者が作成し、第 25 条第 1 項に基づき事業者が市に提出する年度業務計画書をいう。

55. 引渡日

各本施設に関し、当該本施設が実際に市に引き渡された日をいう。

56. 引渡予定日

各本施設に関し、当該本施設に係る引渡予定日として事業スケジュールに定める日又は本契約に従い変更されたその他の日をいう。

57. 物品リスト

要求水準書資料 8 に規定される管理上必要な物品リストに基づき、事業者提案により提案される物品リストをいう。

58. 不可抗力

暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地滑り、落盤、地震、公衆衛生上の事態、有毒ガスの自然発生その他の自然災害、又は火災、騒擾、騒乱、暴動、戦争、テロ、有毒ガスの人為的発生その他の人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のもの（本事業関連書類で水準が定められている場合には、その水準を超えるものに限る。）であって、市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的若しくは人為的な事象であり、取引上又は社会通念上要求される一切の注意や予防措置を講じて、損害を防止できないものをいい、本施設や本事業に直接物理的な影響がなくとも、落雷等を原因とする送電線の破断による送電の停止などの間接的事由も含むものとする。疑義を避けるため、「不可抗力」とは、本契約の締結後に発生する事象に限られ、本契約の締結時に存在する土地のかし及び埋蔵物並びに既存施設のかしの存在は含まれないことを確認する。

59. 法令等

法律、政令、規則、命令、省令、条例、通達、行政処分、通達、行政指導若しくはガイドライン、又は裁判所の確定判決、決定若しくは命令、仲裁判断、又はその他の公的機関の定める一切の規定、判断若しくはその他の措置等を総称する。なお、本契約上で表示される特定の「法令」は、別段の定義がなされている場合を除き、いずれもその適用時点までの改正が当然に含まれ、また、「法令変更」は、法律・政令・規則・命令・省令・条例の公布、行政処分・通達・行政指導・ガイドラインの発出、裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断の宣告その他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等が本事業又は事業者に応用されることが見込まれた時点でなされたものとする。

60. 募集要項

2022 年 5 月 ● 日付開成山地区体育施設整備事業募集要項（その後の変更を含む。）をいう。

61. 募集要項等

募集要項及びその添付資料、要求水準書及びその資料、優先交渉権者決定基準、様式集など募集要項の公表時に示した資料（その後の変更を含む。）の総称をいう。

62. 募集要項等質疑回答

募集要項等に関する質問に対する市の回答書の総称をいう。

63. 本業務

本事業において事業者が行う統括管理業務、設計業務、建設業務、工事監理業務、開業準備業務、維持管理業務及び運営業務の総称をいう。

64. 本契約締結日

本契約の仮契約が郡山市議会の議決を経て本契約となった日をいう。

65. 本工事

本事業に関し設計図書に従った、既存施設の施設改修工事を含む、本施設の建設工事及びその他の施設整備業務に基づく関連工事をいう。

66. 本事業

PFI 法に基づき、市が特定事業として選定した開成山地区体育施設整備事業をいう。

67. 本事業関連書類

募集要項等、募集要項等質疑回答、基本協定書及び事業者提案書の総称をいう。

68. 本施設

本事業において、事業者が本契約に従いその設計、工事監理及び建設並びに維持管理及び運営を行う、事業用地上の施設をいい、別紙 2（事業概要）第 2 項に示す施設構成において「本施設」と示された施設（これらに付随する施設及び設備を含む。）をいうものとし、そのうち、特に、別紙 2（事業概要）第 2 項に示す施設構成における「運動施設」を個別に又は総称して「運動施設」といい、その各施設駐車場及び外構として「外構施設」に示されたものを個別に又は総称して「外構施設」という。

69. 本指定

事業者を、本施設の指定管理者として指定することをいう。

70. 本条例

郡山市都市公園条例（昭和 40 年郡山市条例第 112 号）、郡山市都市公園条例施行規則（昭和 51 年郡山市規則第 12 号）その他の細則（同条例に基づきなされる本事業に係る市の議決を含む。）並びに郡山市体育施設条例（昭和 48 年郡山市条例第 63 号）、郡山市体育施設条例施行規則（平成 27 年郡山市規則第 23 号）その他の細則（同条例に基づきなされる本事業に係る市の議決を含む。）の総称をいう。

71. モニタリング

要求水準書及び事業者提案書に適合した本事業の遂行を確保するため、別紙7（モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法）の規定に基づき、本業務につき行われる各種の調査及び確認をいう。

72. 優先交渉権者

本事業の実施に関して公募手続により選定された複数の企業からなる企業グループをいい、構成員及び協力企業をいう。

73. 要求水準

本事業において事業者が実施する業務に関して市が要求するサービスの水準であって、要求水準書及びこれに付随する文書において示された業務の基準をいう。なお、事業者提案書に記載された性能又は水準が、要求水準書に記載された性能又は水準を上回る場合は、その限度において、事業者提案書に記載された性能又は水準が要求水準となる。

74. 要求水準書

本事業に関し 2022 年 5 月●日に募集要項とともに公表された要求水準書をいう。

75. PFI 法

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。

以 上

別紙２ 事業概要

(第３条関係)

１. 事業用地

所在地	郡山市豊田町３－１０	郡山市開成一丁目５－１２
事業対象敷地面積	20,870 ㎡ 郡山総合体育館（外構含む）： 15,664 ㎡ 郡山総合体育館駐車場（北）： 2,733 ㎡ 郡山総合体育館駐車場（西）： 1,114 ㎡ 郡山総合体育館駐車場（南）： 1,359 ㎡	135,609 ㎡ 開成山陸上競技場（外構・園路含む） ： 62,505 ㎡ 開成山野球場（外構・園路含む） ： 35,907 ㎡ 開成山弓道場（外構含む） ： 6,389 ㎡ 郡山総合運動場駐車場： 6,240 ㎡ 郡山総合体育館駐車場（運動場） ： 6,680 ㎡ 郡山市音楽・文化交流館駐車場：793 ㎡ 土手： 17,095 ㎡
用途地域	第一種住居地域	第一種低層住居専用地域
建蔽率	60%	40%
容積率	200%	60%
防火指定	なし	準防火地域
その他	開成山公園区域編入予定（令和４年度中）	開成山公園区域、開成山公園風致地区に指定敷地の一部に民間借地を含む。詳細は【要求水準書 資料 22-「事業区域内借地」】を参照すること。

２. 施設構成

区分			主な建築物・施設等
本施設	運動施設	郡山総合体育館	中央棟・大体育館・小体育館・柔道場・剣道場
		開成山陸上競技場	トラック、フィールド、競技スタンド、バックスタンド 便所（北・南）、ポンプ室、
		補助陸上競技場	トラック、フィールド
		開成山野球場	グラウンド、競技スタンド、ボンベ庫、発電機棟
		開成山弓道場	遠的・近的的場、矢取道、看的場
	外構施設	郡山総合体育館駐車場	駐車場（北・西・南・運動場）・駐輪場・駐車場便所
		郡山市音楽・文化交流館駐車場	駐車場・駐輪場
		郡山総合運動場駐車場	駐車場・駐車場便所
		外構	土手

３. 施設規模

施設名称※	建物名	延床面積	構造	建築年度
郡山総合体育館	中央棟・大体育館・小体育館・柔道場・剣道場	13,036.41 ㎡	RC造一部S造B1F/3F	1974年

郡山総合体育館 駐車場（運動場）	駐車場便所	43.42 m ²	RC 造 1 F	
	駐輪場	72.00 m ²	S 造 1 F	
開成山陸上競技場	競技スタンド	6,711.46 m ²	RC 造一部 S 造 3 F	1978 年
	バックスタンド便所北	112.50 m ²	RC 造 1 F	
	バックスタンド便所南	112.50 m ²	RC 造 1 F	
	ポンプ室	13.50 m ²	RC 造 1 F	
	補助陸上競技場	-	-	
開成山野球場	競技スタンド	11,157.12 m ²	RC 造一部 S 造 3 F	1969 年
	ボンベ庫	5.00 m ²	S 造 1 F	
	発電機棟	123.59 m ²	RC 造 1 F	
開成山弓道場	弓道場	1,346.57 m ²	RC 造 2 F	1992 年
	近的的場	122.40 m ²	RC 造 1 F	
	矢取道	36.00 m ²	S 造 1 F	
	看的場（1）	4.86 m ²	W 造 1 F	
	看的場（2）	4.86 m ²	W 造 1 F	
	看的場（3）	18.36 m ²	W 造 1 F	
郡山総合運動場 駐車場	駐車場便所	56.40 m ²	RC 造 1 F	1969 年

※ 郡山市音楽・文化交流館駐車場、郡山総合体育館駐車場（北、西、南）、補助陸上競技場は建築物の立地なし。

以 上

別紙3 事業スケジュール

(第4条関係)

設計業務開始 本契約締結日の翌日
 設計・建設期間 本契約締結日の翌日から 2025 年 3 月末日
 本工事の着工日 ____年__月__日

区分			各区分の着工日
本施設	運動施設	郡山総合体育館	____年__月__日
		開成山陸上競技場	____年__月__日
		補助陸上競技場	____年__月__日
		開成山野球場	____年__月__日
		開成山弓道場	____年__月__日
	外構施設	郡山総合体育館駐車場	____年__月__日
		郡山市音楽・文化交流館駐車場	____年__月__日
		郡山総合運動場駐車場	____年__月__日
		外構	____年__月__日

本施設すべての引渡予定日 ____年__月__日

区分			各区分の引渡予定日
本施設	運動施設	郡山総合体育館	____年__月__日
		開成山陸上競技場	____年__月__日
		補助陸上競技場	____年__月__日
		開成山野球場	____年__月__日
		開成山弓道場	____年__月__日
	施設外構	郡山総合体育館駐車場	____年__月__日
		郡山総合運動場駐車場	____年__月__日
		外構	____年__月__日

開業準備業務開始 2023 年 4 月 1 日
 開業準備期間 2023 年 4 月 1 日から ____年__月__日
 本施設の供用開始予定日 ____年__月__日

区分			各区分の供用開始予定日
本施設	運動施設	郡山総合体育館	____年__月__日
		開成山陸上競技場	____年__月__日
		補助陸上競技場	____年__月__日
		開成山野球場	____年__月__日
		開成山弓道場	____年__月__日
	外構施設	郡山総合体育館駐車場	____年__月__日
		郡山市音楽・文化交流館駐車場	____年__月__日
		郡山総合運動場駐車場	____年__月__日
		外構	____年__月__日

維持管理・運営期間 ____年__月__日から 2033 年 3 月末日

以 上

別紙4 保険

(第32条、第54条、第77条関係)

1. 設計・建設期間中の保険

(1) 建設工事保険：各本工事中の工事目的物に事故が生じた場合、事故直前の状況に復旧する費用を補償。

- ・対象 当該本工事に関するすべての建設資産
- ・補償額 当該本工事の工事目的物の再調達金額
- ・期間 当該本工事の着工日から引渡日まで
- ・その他 被保険者を事業者、下請業者を含む業務実施者及び市とする。

(2) 第三者賠償責任保険：各本工事中の第三者の身体・財産に損害を与えた場合、その損害に対する補償。

- ・対象 当該本工事の工事現場内における建設期間中の法律上の賠償責任
- ・補償額 対人：1名あたり1億円、1事故あたり10億円
対物：1事故あたり1億円
- ・期間 当該本工事の着工日から引渡日まで
- ・その他 被保険者を事業者、下請業者を含む業務実施者及び市とし、交叉責任担保特約を付ける。

(3) 普通火災保険：各本工事中の工事目的物の火災等により当該工事目的物に損害が生じた場合、その損害を補償。

- ・対象 当該本工事の工事目的物
- ・補償額 出来形の再調達金額
- ・期間 当該本工事の着工日から引渡日まで

2. 開業準備期間及び維持管理・運営期間の保険

(1) 第三者賠償責任保険：開業準備期間及び維持管理・運営期間の第三者の身体・財産に損害を与えた場合、その損害に対する補償。

- ・対象 本施設内における開業準備期間及び維持管理・運営期間の法律上の賠償責任
- ・補償額 対人：1名あたり1億円、1事故あたり10億円
対物：1事故あたり1億円
- ・期間 引渡日の翌日から維持管理・運営期間満了日まで
- ・その他 被保険者を事業者、下請業者を含む業務実施者及び市とし、交叉責任担保特約を付ける。

(2) 普通火災保険：開業準備期間及び維持管理・運営期間の火災等により本施設に損害が生

じた場合、その損害を補償。

- ・ 対象 本施設
- ・ 補償額 再調達金額
- ・ 期間 引渡日の翌日から維持管理・運営期間満了日まで

※上記保険以外の保険の付保については、事業者提案とする。

なお、開業準備期間及び維持管理・運営期間中の保険については、事業者が上記の保険を付保した場合と同等の効果がある手法を提案し、市がこれを認めた場合には、これによるものとする。

以 上

別紙5 保証書の様式

(第46条関係)

〔建設企業〕(以下「保証人」という。)は、開成山地区体育施設整備事業(以下「本事業」という。)に関連して、事業者が郡山市(以下「市」という。)との間で締結した〔 〕年〔 〕月〔 〕日付け事業契約書(以下「本契約」という。)に基づいて、事業者が市に対して負担する本保証書第1条の債務につき、事業者と連帯して保証する。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において別途定義された場合を除き、本契約において定められる用語と同様の意味を有する。

第1条(保証)

保証人は、下記施設(該当施設に「●」)に関し、本契約第46条第1項に基づき事業者が市に対して負う債務(契約不適合に起因する本契約第87条に基づく違約金、損害賠償等の支払債務を含め、以下「主債務」という。)を、事業者と連帯して保証する。

該当施設の区分			該当するもの(●を付す)
本施設	運動施設	郡山総合体育館	
		開成山陸上競技場	
		補助陸上競技場	
		開成山野球場	
		開成山弓道場	
	外構施設	郡山総合体育館駐車場	
		郡山市音楽・文化交流館駐車場	
		郡山総合運動場駐車場	
		外構	

第2条(通知義務)

市は、本保証書の差入日以降において、本契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合には、遅滞なく当該事由を保証人に対して通知しなければならない。本保証書の内容は、市による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

第3条(保証債務の履行の請求)

- 市は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、市が定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。
- 保証人は、保証債務履行請求書を受領した日から7日以内に当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。市及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議のうえ、決定するものとする。
- 前項の定めにかかわらず、保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である場合には、保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に当該請求に係る保証債務全額の履行を完了

しなければならない。

第4条（求償権の行使）

保証人は、本契約に基づく事業者の市に対する債務がすべて履行されるまで、保証人が本保証書に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。

第5条（終了及び解約）

- 1 保証人は、本保証書を解約及び撤回することができない。
- 2 本保証書に基づく保証人の義務は、本契約に基づく事業者の市に対する債務がすべて履行されるか又は消滅した場合、終了するものとする。

第6条（管轄裁判所）

本保証書に関するすべての紛争は、福島地方裁判所郡山支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第7条（準拠法）

本保証書は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈されるものとする。

[] 年 [] 月 [] 日

保証人：[]

代表取締役 []

別紙6 サービス対価の構成及び支払方法
(第 78 条、第 79 条関係)

募集要項 別紙●「サービス対価の構成及び支払方法」に基づく事業者提案書により規定される。

別紙7 モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法
(第80条、第81条、第93条、第94条関係)

募集要項 別紙●「モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法」に基づき規定される。

別紙8 法令変更による費用の負担割合

(第7条、第35条、第37条、第41条、第43条、第48条、第56条、第63条、第69条、第95条、第96条関係)

	市負担割合	事業者負担割合
① 本事業に影響を及ぼす法令等（税制度を除く。） の新設・変更の場合	100%	0%
② 事業者の利益に課される税制度以外の税制度 の新設・変更	100%	0%
③ ①及び②以外の法令等の新設・変更の場合	0%	100%

なお、①の本事業に影響を及ぼす法令等とは、本事業及び本事業類似のサービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令等を意味するものとし、これに該当しない消費税その他の税制変更並びに事業者又は本事業に対して一般的に適用される法令等は含まれないものとする。

また、上記にかかわらず、自主事業に関して法令変更により事業者に増加費用が発生した場合は、当該増加費用はすべて事業者の負担とする。

以 上

別紙 9 不可抗力

(第 7 条、第 31 条、第 35 条、第 37 条、第 41 条、第 43 条、第 48 条、第 56 条、第 63 条、第 69 条、第 77 条、第 82 条、第 98 条、第 99 条関係)

事業者及び市は、次の各号に定める額を合算してそれぞれ負担するものとする。なお、不可抗力が生じ、自主事業に関して事業者に損害（ただし、事業者の得べかりし利益は含まない。以下本別紙 9 において同じ。）、損失及び費用が発生した場合であっても、いかなる理由であれ、当該損害、損失及び費用はすべて事業者が負担する。

1 引渡しが未了の本施設についての負担額

不可抗力が生じ、引渡しが未了の本施設又は当該本施設に関して事業者に損害、損失及び費用が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が、累計で、サービス対価（当該本施設に係る施設整備費相当分をいい、本契約締結日において適用される税率の消費税及び地方消費税を含む。）の 1 パーセントに至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。ただし、当該不可抗力事由により保険金が支払われる場合、事業者の負担額を超えた当該保険金額相当額は、市の負担部分から控除する。

2 引渡しがなされた本施設

不可抗力が生じ、引渡しがなされた本施設又は当該本施設に関して事業者に損害、損失及び費用が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が一事業年度につき累計で不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべきサービス対価（施設供用等業務費相当分をいい、本契約締結日において適用される税率の消費税及び地方消費税を含む。）の 1 パーセントに至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。ただし、当該不可抗力事由により保険金が支払われる場合、事業者の負担額を超えた当該保険金額相当額は、市の負担部分から控除する。

以 上

別 記

特 約 条 項

第1 この契約は、郡山市議会において可決されるまでの間は仮契約とし、仮契約条項の定めるところによるものとする。

仮 契 約 条 項

第1 この仮契約は、令和○年○月○日（議決日）までに、この契約に関し、郡山市議会において可決された場合に本契約として成立するものとし、当該期日までに可決されなかった場合又は否決された場合には締結しなかったものとし、かつ、この場合においては、発注者は、一切の損害賠償の責めを負わないものとする。なお、議決日に変更となった場合は、上記議決日を変更後の日付に読み替えるものとする。

第2 約款第8条に規定する契約保証の効力は、本契約日とする。